

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名です。

なお、欠席届のありました議員は2名です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から4番高比良議員、5番河合議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

まず、田中議員。

(9番 田中市子議員登壇)

○9番 田中市子議員

おはようございます。日本共産党の田中市子でございます。通告に従いまして一般質問に参加いたします。

1つ目の質問は、孤独・孤立対策についてであります。

労働者の非正規化などによる雇用破壊と格差の拡大、競争教育、インターネットの普及、人口減少、少子高齢化といった社会状況の変化に加え、コロナ禍以降、在宅勤務やオンライン授業の増加などにより、対面コミュニケーションの減少や、1人で過ごす時間が増え、孤独、孤立の問題は一層深刻になっています。そのことが、いじめや不登校、虐待、自殺や孤独死など深刻な事態を生み出すことにつながっています。その上、異常な物価高で生活苦しさを訴える方も増えています。

このような中、本市でも母親の首を絞めて殺害したとして自首をした男性が逮捕されるという痛ましい事件が起きました。お金の関係で生きていくのがしんどくなった、母親を殺して自分も死のうと思ったなどと警察に話していたということです。近所付き合いなどがなかったわけではないようです。どこかで誰かに相談できていたらと悔やまれる事件でした。

孤独、孤立の問題に関しては、大阪府が令和5年3月に孤独・孤立対策推進指針の策定をし、また、国でも孤独・孤立対策推進法の施行が令和6年4月より始まり、重点計画も6月に公表されました。そこで、本市の孤独・孤立対策について、現状認識はどのようなものであるかをお尋ねします。

続いて、移動支援についてお尋ねします。

ガイドヘルパーという言葉のほうがないかと思えます。1枚目の横長の資料を御覧ください。障害のある方の移動を支援するサービスは5種類ありますが、居宅介護とか重度訪問介護、同行援護、行動援護といったほかの4つのサービスが個別給付、つまり障害者総合支援法によるサービスであるのに対し、移動支援は地域生活支援事業、つまり、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により計画的に実施する事業となっています。障害のある方の必要不可欠な外出、社会参加のための移動を支援するものです。

障害のある方にとって、余暇活動など自由に外出できるような支援は、地域でその人らしく普通に生活する上で非常に重要なことです。まずは令和4年度から令和6年度上半期までの利用者数と利用時間について、障害種別ごとに教えてください。

壇上での質問は以上とし、以下、自席にて質問させていただきます。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

まず、孤独・孤立対策についてでございますが、孤独、孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、より一層社会問題となっており、加えて単身世帯の増加も予測されていることから、今後ますます深刻化することが懸念されております。

現状の認識でございますが、孤独、孤立の状態は人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、孤独、孤立の感じ方や捉え方も人によって多様であるため、画一的な対応はできません。また、孤独、孤立は当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独、孤立を感じざるを得ない状況に至ったもので、社会全体で対応しなければならない問題であります。

現在実施している施策に孤独・孤立対策の視点を取り入れていくことなどを基本として、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指していくことが重要であると認識しているところでございます。

現状、本市が実施している様々な事業は孤独・孤立対策との関連性も強いですが、今後より一層、本対策を意識し取り組んでいくことが必要であると考えているところでございます。

次に、移動支援の利用者の実人数及び総利用時間についてでございますが、令和4年度は、身体障害者312人で、利用時間は4万2639時間。知的障害者282人で、利用時間は3万3309時間。精神障害者329人で、利用時間は4万2239時間。難病の方13人で、利用時間は1527時間。障害児41人で、利用時間は2773時間。令和5年度は、身体障害者314人で、利用時間は4万5383時間。知的障害者304人で、利用時間は3万8330時間。精

神障害者354人で、利用時間は4万9385時間。難病の方13人で、利用時間は1140時間。障害児40人で、利用時間は3009時間。令和6年度は4月から9月までの上半期で、身体障害者274人で、利用時間は2万1413時間。知的障害者290人で、利用時間は2万625時間。精神障害者333人で、利用時間は2万6313時間。難病の方15人で、利用時間は943時間。障害児38人で、利用時間は2019時間となっております。

**○烏野隆生議長**

田中議員。

**○9番 田中市子議員**

それでは、孤独、孤立の問題から再質問させていただきます。

孤独、孤立は個人の問題ではないので社会全体で対応しなければならないこと、また、対応も画一的ではなく、それぞれに合ったものにしなければならない、そして現在実施している施策に孤独・孤立対策の視点を一層取り入れていく必要があるとの認識をお示しいただきました。

孤独、孤立の問題は人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるとお答えいただきましたように、子供、子育てや青少年、中高年、高齢者、障害児者と、全ての世代や分野にわたっています。また、それらに関わる相談機関は、現状、本市には地域包括支援センターや障害者の委託相談支援事業所、こども家庭すこやかセンターなど複数ありますが、例えば物価高騰の今増えている生活困窮者の相談機関である自立相談支援センターについては、孤独、孤立に対してどのような相談を行っているのか、具体的にお示しください。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

自立相談支援センターの役割は、生活困

窮の状態にある方に対して生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることでございます。

生活困窮者が抱える課題は様々ですが、周囲の人や地域社会からの孤立により困窮状態に陥るケースもあれば、困窮状態に陥ることにより、他者とのつながりが薄れ、困窮状態がさらに悪化することもございます。

当センターでは、孤独、孤立を一義的に捉えるのではなく、家族からの独立、地域からの孤立といったケースも想定し、医療機関への受診同行や就労体験といった手法により、その方に適した支援を実施しております。

また、ひきこもり支援も実施しており、アウトリーチによる支援を行っておりますが、例えば80歳代の親と50歳の息子さん世帯において、息子さんがひきこもり状態であるにもかかわらず、お母さんが相談を拒み、隠すといった事例もございました。背景には、息子さんは就職氷河期世代でもあり、本人の努力ではどうしようもない状況であることや、ひきこもりに対する偏見がまだまだ社会に残っているため、相談することをためらっていたものでございます。

#### ○烏野隆生議長

田中議員。

#### ○9番 田中市子議員

自立相談支援センターによる、ひきこもりの方、80代の親御さんと50代の息子さんのアウトリーチの支援について具体的に御紹介いただきました。生活困窮やひきこもりなど、社会から偏見を持たれていることについてはなかなか相談しにくいものです。

大阪府の孤独・孤立対策推進指針では、孤独、孤立の対策を進める上での大きな課題として、次の3つを挙げています。

1つは、外部からの発見の困難性。個人の内面に関わることなので、第三者から発見することは難しい。2つ目には、支援の困難性、相談のハードルの高さ。相談窓口を知らないとか相談することをためらうといったことなど。3つ目が課題の複合性です。今のケースもそうですけれども、当事者、家族などを取り巻く状況が複合的かつ個別性が高いため、1つの視点からの支援では解決に導くことが難しいということが言われています。

御紹介いただいた自立相談支援センターの対応も、これらの課題を踏まえた支援であるというふうに感じました。また、冒頭で申し上げました本市の事件などを見ましても、この3つの課題を解決していくことの難しさと大切さというのを痛感します。

それでは、自立相談支援センターで、孤独・孤立支援についての視点で課題と考えることや、より一層強化していく点などがあればお示しください。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

孤独、孤立は様々な世代で起こり得るものでございますが、特に自立相談支援センターでは、相談者は20代から60代までが中心となっており、経済的自立、社会生活の自立等を目指しているところでございます。

あわせて、孤独、孤立の課題を解消しない限り、自立を阻害する要因を抱えたままになりますので、継続的に自立状態を維持するためにも、孤独・孤立対策の視点を取り入れた支援が必要でございます。

また、さきに答弁いたしましたように、社会には、ひきこもりに対する偏見がまだまだ残っており、社会全体で意識を変えていくことが求められております。令和7年1月には福祉総合センターでひきこもり支

援セミナーの開催を予定しております、ひきこもりに対する理解を促進し、市民啓発に努めているところでございます。

#### ○烏野隆生議長

田中議員。

#### ○9番 田中市子議員

自立相談支援センターで対応する世代にとっては、継続的な自立状態の維持ということ、そのためにも孤独・孤立対策の視点を取り入れることの大切さが話されました。

また、今回計画されているひきこもり支援セミナーは、周りの方の意識を変えるとともに、当事者や家族などにとって相談のハードルを下げていくというためにも大変有効と思いますので、ぜひ幅広い方々に参加していただけるよう、周知をよろしくお願いいたします。

さて、孤独・孤立対策は、先ほど部長から答弁いただいたとおり、単身世帯の増加などもあり、ますます深刻化するものと予想されます。最後に、今後、市としてどのように取り組んでいこうと考えているのかお示してください。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

孤独・孤立対策を推進するに当たり、まずは、関連性の強い重層的支援体制整備事業の開始を進めてまいりたいと考えてございます。重層的支援体制整備事業の推進が目指す地域共生社会の実現は、孤独・孤立対策が目指す方向性と同じくするものでございまして、さらに、包括的支援体制の構築に向けた取組は、孤独、孤立の問題や、そこから生じ得るさらなる問題に至ることを防ぐ予防にもつながるものでございます。

また、岸和田市地域福祉計画は福祉分野の上位計画と位置づけられておりますので、次期計画の改定時には孤独・孤立対策推進

法の理念を取り込みまして、各種事業に反映できるよう努めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

田中議員。

#### ○9番 田中市子議員

まずは重層的支援体制整備事業を、まだ開始されていないので、開始していくとのことでした。これまでもほかの議員から、この重層的支援体制の整備ということについては様々に質問などもありましたが、重層的支援体制の柱の1つに、地域共生社会の実現のため縦割りを解消していこうということがあります。この縦割りの解消は、誰一人取り残さない支援体制づくり、孤独、孤立の問題のために欠かせないことだと思います。ぜひ、この重層的支援体制整備事業の開始が一日も早く行われることをお願いいたします。

また、今実際に起こっている孤独、孤立の問題、私たちの周りにもそういった問題が目に見えない中で起こっていると考えられます。当事者や家族にとっては本当に深刻な問題です。こういった問題に対し、縦割りを排して、アウトリーチなども含めた発見、そして相談のハードルを下げるための周知や柔軟な相談の受入れ、複合的で個別性が高い相談を解決に導くための連携や専門性を高めて対応していただくことを要望して、孤独・孤立対策に対する質問は終わります。

続いて、移動支援について質問いたします。

利用者、また利用時間をお示しいただきました。利用者は増加傾向ですが、知的障害者や精神障害者の方たちの利用に比べると、身体障害者の利用が増えていないというふうに思います。その背景には、身体障害のある方の移動支援は、介護者の負担が大きい割には報酬単価が安いと。事業所と

しても受けるところが少ないという状況があると考えられます。

資料2を御覧ください。2枚物になっていますが、大阪府下の各自治体と近隣の他府県の移動支援の単価などを書いています。

もともと移動支援の単価は安くて、本市では1時間1800円で、最初の1時間には初動加算として600円がプラスされます。しかし、利用者の自宅までの行き帰りの時間や交通費、計画書や報告書を作成したりするのに要する時間は含まれません。初動加算というのがそれに当たるような形でしているのかもしれませんが。

また、移動支援は外での支援なので、身体介護のあるなしにかかわらず、非常にリスクの多い支援です。突発的なことがいつ起こるか分かりません。事故の危険や天候の変化、電車が遅れるなどの想定外の出来事に柔軟に的確に判断して支援していくことが求められます。

身体介護が必要な方の場合は、車椅子を押しての移動、トイレ介助など身体介護を安全に行えるよう、本市では全身性ガイドヘルパーの資格が必要とされています。こういった専門性があるということは、利用者からは大変安心できるものになってはおります。

ちなみに、居宅介護で身体介護を行う場合、入浴の支援であったりとかおうちでのトイレ介助とか、そういったものを行う場合は30分以上1時間未満で404単位、これは大体4040円になりますので、おおよそ倍の報酬になると。事業所としては、移動支援よりも居宅の身体介護を受けたいと考えるのは仕方がないと思われれます。

最低賃金や介護報酬は、徐々にですが、上がっておりますが、移動支援の報酬は長年変わっていません。物価や人件費が高騰している中、報酬単価を見直していかなければ、

人材を確保することもますます困難になっていきます。

ある利用者、この方は外で車椅子を自走することはできません。自宅の中だったら動ける程度です。なので、ガイドヘルパーなしの外出はできないという状況なんですけれども、ガイドヘルパーの時間を月20時間支給されていますが、使い切れていません。それは、平日は作業所などもあると。ただ、一番外出したいと思うのは土日。まとまった時間に行きたいと思っても、ヘルパーがいなくて利用できないという状況になっているそうです。移動支援の事業所を探しても、移動支援だけでは受けられない。ほかのサービスもセットでないと受けられないと言われたと。介護労働者の確保そのものが難しく、事業所としては、移動支援だけでは運営が厳しくなるという状況があるからです。

このような現状では、利用したくても利用できない状況がますます生まれていきます。利用者にとって地域で安心して生活していけるよう、必要なときに必要な移動支援のサービスを受けることができるようにしていく必要があると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

移動支援事業は、障害のある方が地域で生きがいや楽しみを持って生活していくためには重要なサービスであると認識してございます。

本市では、例えば通学の支援が必要な場合など、市の裁量で判断する必要がある場合、個人の障害の特性や周りの支援状況などを検討し、利用できるかどうかを判断するなど、できるだけ個別に柔軟に対応できるよう努めております。報酬単価の見直し等

につきましては、近隣の泉州地域など、他市の状況などを調査し検討してまいります。

**○烏野隆生議長**

田中議員。

**○9番 田中市子議員**

お答えいただきましたように、本市では利用者の個別の状況に合わせて柔軟に判断していると。障害児者、関係者の様々な声に応じてそういった対応をしていただいているということは、本当に重要なことだと思います。

一方、やはりヘルパー不足は深刻です。報酬に関してはこれから調査し検討していくとのことですが、資料2をもう一度御覧ください。本市を含む泉州地域、高石市以南は全て同様の報酬となっております。身体介護を伴っても伴わなくても1時間当たり1800円、そして初動加算が600円。北摂や他府県などでは、身体介護を伴う場合には加算が行われる、倍ぐらいの金額になるところもありますし、そういった加算がされる自治体も多く見られます。こういったことに対する見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

泉州地域の自治体では、障害福祉施策について定期的に情報交換を行っております。今後、身体介護を伴う場合の加算につきましても、実施している自治体の状況調査をしてまいります。

**○烏野隆生議長**

田中議員。

**○9番 田中市子議員**

移動支援の報酬そのものが、これでは最低賃金を払ったら事業所は赤字になる、最低賃金でも赤字になるような状況だというお話も聞いております。報酬そのものを見直すとともに、身体介護を伴う場合の加算

について、ぜひ検討していただくようお願いいたします。

また、このように自治体によって大変大きなばらつきがあるのが現状です。障害者の団体、大阪肢体障害者団体連絡協議会からは、大阪府に対して、移動支援事業をほかの4つのサービスのような、国が責任を持ってやる個別支援事業に拡充するように国に働きかけてくださいという要望が出されています。

現状では市町村による報酬格差で、ヘルパーは少しでも報酬が高いところで支援したいということになりますので、ヘルパーの不足や利用の偏りが出るなどの問題があると。そうならないために多分、泉州圏域では報酬を合わせているのもあるかなというふうには思いますけれども、障害のある方にとって本当に必要不可欠なサービスである以上、本来は国の事業にしていくべきものではないかと考えます。ぜひ本市からも国や府に向けて要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

障害福祉施策につきましては、毎年、国や大阪府に対し、泉州地域で取りまとめ、要望書として提出しております。移動支援事業の要望につきましても、今後検討してまいります。

**○烏野隆生議長**

田中議員。

**○9番 田中市子議員**

ぜひ他の市町とも併せて要望していただけるよう、よろしく願いいたします。

さて、介護の人材を確保するためには、報酬単価の見直しのほかにも、事業所の負担を少しでも軽減できるように検討していく必要があります。移動支援に関わる実務は、

外出前の計画作成、何時の電車に乗って、何時にはどこに着いて、そしてどんな行動をしてというような細かい計画の作成や、終了後、その方がどういう状態だったかといった報告書、そして実績記録や請求書の作成などが必要です。また、自治体によって様式も違ってきたりもするので、事業所はそれに対応しなければなりません。

また、現在本市では、移動支援サービスの請求事務は国保連合会への電子請求ではなく、市役所に紙の請求書を提出することになっています。しかし、請求書を作成し、郵送もしくは直接市役所に持っていくといった方法では非常に手間がかかる上に、郵送費用なども、今、郵便料金も値上がりしています。事業所の負担も大きくなっています。少しでも事務の負担軽減を検討することも必要だと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

移動支援事業の請求事務につきましては、国保連合会を通しての電子請求ができるよう、システム改修の予算を確保し、準備を進めているところでございます。今後、準備ができ次第、事業所への説明会などを実施し、令和7年度中に開始する予定をさせていただきます。

#### ○烏野隆生議長

田中議員。

#### ○9番 田中市子議員

ありがとうございます。請求実務が改善されるという、ささやかなことかもしれないですけども、事業所にとっては本当に喜ばれるニュースだと思います。できるだけ早い開始を目指して進めていただきますようよろしくお願いいたします。私からの質問を終わります。

#### ○烏野隆生議長

次に、松本議員。

(22番 松本妙子議員登壇)

#### ○22番 松本妙子議員

公明党の松本妙子でございます。議長から発言のお許しを頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。理事者の皆様には的確な御答弁を、議員の皆様には最後まで御清聴よろしくお願ひ申し上げます。

では、健康を守るための取組について、(1)の高齢者のフレイル(虚弱)予防についてお尋ねいたします。

市民相談を受けている中で、高齢者から介護保険料が高く負担になっているというお声を度々聞くことがあります。そこで、本市の介護保険料は府内のほかの自治体と比べどういう状況かについてお答えください。

続いて、(2)学校でのがん教育についてお尋ねいたします。

がん教育については、文部科学省が学校におけるがん教育の在り方についてで、国民の2人に1人がかかると言われているがんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものだと述べています。また、岸和田市教育重点施策でも、4、児童・生徒の「体」の育成の中で、がん教育の充実が明記されております。そこで、市内学校におけるがん教育への取組状況を教えてください。

次に、(3)子宮頸がん予防についてお尋ねいたします。

前回、令和6年第3回定例会でも質問させていただきました子宮頸がん予防について、今回も続けての質問ですが、子宮頸がん予防はワクチン接種と検診が重要な2つの柱と考えます。

先日、厚生労働省が設置する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の予防接種

基本方針部会が開催され、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種期間を延長する方針が了承されたと報道されていることは御承知のことと思います。

今後、このキャッチアップ接種について、本市ではどのように実施されていくのでしょうか、お示してください。

壇上からは以上でございます。あとは自席にて行います。御清聴ありがとうございます。

**○烏野隆生議長**

山本保健部長。

**○山本隆彦保健部長**

質問の（１）高齢者のフレイル（虚弱）予防についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者、第1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直しが行われており、3年間の介護サービス費の総額を見込み、そのうち第1号被保険者が負担する費用を算出することで介護保険料の基準額が決まりますので、各市町村で金額が異なっています。

令和6年度からは第9期介護保険事業計画期間に入っておりまして、本市での第1号被保険者の介護保険料は、介護保険給付準備基金を活用し保険料の上昇を抑制することで月額6733円となっております。これは大阪府内43市町村の中で金額の高いほうから14番目となっており、順位は前期と変わっておりません。

続きまして、質問の（３）子宮頸がん予防について答弁いたします。

議員御案内のとおり、11月27日に開催されました予防接種基本方針部会におきまして、HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置について議論が行われ、基本的な方針が了承されたと報道されました。

公表されている資料によりますと、令和7年3月31日までと定められているキャッ

チアップ接種期間の終了に向けた対応について、期間中に3回の接種を完了できない見込みの方が公費で接種を完了できるよう経過措置が提案されております。

具体的に、キャッチアップ接種期間の終了までに少なくとも1回接種しているキャッチアップ接種の対象者と定期接種対象者のうち平成20年度生まれの方について、最大1年間、経過措置の期間を設けるというものでございます。

実施の詳細について現時点では示されておりませんが、本市においても国や府から詳細が示され次第、これに基づいて準備を進めていくこととなりますので、今後の動向を注視してまいります。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

御質問の（２）がん教育についてでございますけれども、議員お示しのとおり、子供たちの将来の健康のためにも、がんに関する正しい知識を教えるとともに、幼少期から基本的な生活習慣を身につけさせ、生涯にわたって健康な生活を営む土台を築かせることが重要であると考えております。

学習指導要領の中学校保健分野で、がんの予防について明記されたところでございます。教育重点施策の下、がん教育に関する指導の推進に取り組んでいます。

具体的には、小学校高学年の保健の授業で生活習慣病の予防、喫煙の害と健康、飲酒の害と健康について学習しており、その中でもがんについて触れているところです。中学校では保健体育の授業で、がんの特徴や実態、原因についての理解やがんの予防について学習しております。また、中高生を対象とした府の事業である、がん教育に係る外部講師派遣事業を活用して学習している学校もあります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

それぞれ1回目の答弁を頂きましたので、(1)高齢者のフレイル(虚弱)予防についてから順次質問させていただきます。

本市の介護保険料は大阪府内43市町村ある中、14番目に高いということでございました。状況については理解しましたが、それでは、事務局として保険料を抑制するにはどういった取組が有効であるとお考えでしょうか。

○烏野隆生議長

山本保健部長。

○山本隆彦保健部長

介護保険料の基準額につきましては、介護サービス費の見込額と被保険者の割り算で決まるため、保険料を抑制するには介護サービス費を小さくすることが必要で、言い換えますと、健康寿命を延ばし、要介護状態になる時期を先延ばししていき、生き生きと元気に暮らす高齢者を増やす取組が重要であると考えております。

その主な取組といたしまして、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりと、高齢者が地域で自主的に取り組みやすい筋力づくりの運動として、平成26年度からいきいき百歳体操の普及拡大に取り組んできたところでございます。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

私も令和元年と令和4年の定例会で、フレイル、虚弱予防について市としての必要な支援、後押しをお願いしてまいりました。コロナ禍は活動も停止されていましたが、コロナ禍が明けて、これまでのフレイル予防の取組も復活し、現在は盛んに行われて

いるとお聞きしていますが、その後、高齢者が継続して取り組んでいけるように、何か工夫されていることがあればお聞かせください。

○烏野隆生議長

山本保健部長。

○山本隆彦保健部長

まず、コロナ禍に開催を中止してしまいたいいきいき百歳体操交流大会を令和4年度から再開いたしました。この大会は、年に1度、いきいき百歳体操の活動を行っている各地域の高齢者に一堂に集まって交流していただくもので、90歳を超えても楽しみながら継続して参加していただいている方を1人ずつ表彰させていただいております。今年度は3日間で181名に御参加いただき、このうち90歳以上の参加者38名を表彰させていただきました。

なお、市内で90歳以上のいきいき百歳体操参加者はおよそ110名いらっしゃいまして、来年度以降も継続して開催していきたいと考えております。

次に、いきいき百歳体操は開始してから10年が経過しておりまして、参加している高齢者から、いつもと違う体操をしてみたいという声も伺い、今年度、楽しみながら取り組んでもらえるような新たな体操を本市専門職により考案させていただきました。それは皆さんになじみのある岸和田音頭に振りつけを考えたもので、持久性をつけていただけるような体操としております。今年度の交流大会で紹介させていただきましたところ、皆さん楽しんで体を動かしていただいております。

今後も引き続き、高齢者に継続して取り組んでいただけるような工夫を行ってまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

岸和田音頭は皆さんにもなじみがあるので、楽しく参加されることと思います。本市専門職の皆様が高齢者の皆さんに喜んでもらえるようにと知恵を絞り、苦勞され、幾日もかけて考案されたと聞き、大変うれしく思います。継続して取り組んでもらえるような工夫をこれからもよろしく願いしておきます。

また最近、久米田池のトリムコースをウォーキングポールを2本持ち、歩いている方をよくお見かけします。手に持った2本のポールを地面につけながら歩くことで、上半身を積極的に動かし、全身運動の効果を高めることができるそうです。特に高齢者にとってはバランス感覚の向上、関節への負担軽減、筋力維持・向上など、多くのメリットがあるとのこと。介護にかからなくてもいいように、このように日頃から進んでフレイル予防に努力されている方を増やしていく取組については、いかがでございましょうか。

**○烏野隆生議長**

山本保健部長。

**○山本隆彦保健部長**

フレイルは、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があると言われており、高齢者にフレイル予防について知っていただくことが必要であると考えております。

11月30日には「元気な百歳を目指して！～フレイル予防のススメ～」というタイトルで、中央地区公民館にて外部講師による講演会を開催いたしました。当日は66名に参加していただき、フレイル予防についてのお話を聞いていただきました。

今後も引き続き、フレイル予防に早期に取り組んでもらえるよう広報・啓発活動に努めてまいります。

**○烏野隆生議長**

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

他市の先進事例を紹介いたしますと、公園まで歩こう会や、小グループで介護予防の出前講座も行っている市町もあります。本市もみんなで楽しめるイベントの開催を検討していただけるよう要望しておきます。

また、フレイル予防は各部署の連携が重要であると私もこれまで訴えさせていただいてきました。それでは、保健事業でのフレイル予防の進捗状況についてお教えください。

**○烏野隆生議長**

山本保健部長。

**○山本隆彦保健部長**

生活習慣病等の発症や重症化の予防と、心身機能の低下を防ぐフレイル予防を一体的に実施するため、関係団体の協力を得て、高齢者が集う通いの場などへの積極的な関与、ポピュレーションアプローチと高齢者に対する個別的支援、ハイリスクアプローチに取り組んでいるところでございます。

ポピュレーションアプローチでは、地域で実施されているいきいき百歳体操などの場に専門職が出向き、参加されている高齢者に対してフレイル予防の普及啓発活動、健康教育、健康相談などを実施しております。

また、ハイリスクアプローチでは、生活習慣病の重症化予防を目的として、高齢者の健康診査の結果などのデータを活用し、支援が必要と思われる方へ専門職が訪問の上、保健指導を実施しております。

具体的に申し上げますと、ポピュレーションアプローチにつきましては、令和5年度に6地域で開催されたいきいき百歳体操などの場に17回出向き、延べ約600人を対象にアンケートを実施するとともに、その結

果とレセプトなどの医療データに基づく健康教育などを実施いたしました。

ハイリスクアプローチにつきましては、高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、低栄養防止、糖尿病性腎症、その他の生活習慣病などを区分した上で、リスクの高い方を対象として、必要に応じて複数回の訪問または電話による指導を行っております。

また、76歳と80歳の方で、この一、二年、医療機関での受診や健診受診の履歴がなく、かつ介護認定を受けていない方は、健康状態不明者として訪問または電話による状況確認を行い、必要に応じてサービスにつなぐ取組を実施しております。

令和6年度からは、これらに加え身体的フレイル予防として、75歳以上80歳未満の方で上腕または腰椎の骨折を保存療法にて治療し、骨粗鬆症などの治療をされていない方を対象に、二次骨折予防として保健指導を始めたところでございます。

#### ○烏野隆生議長

松本議員。

#### ○22番 松本妙子議員

この1年、2年、医療機関での受診や健診受診の履歴がなく、かつ介護認定を受けていない方に訪問または電話による状況確認を行い、必要に応じてサービスにつなぐ取組を実施しておられるということでした。目に見えないところで、こちらから出向いて寄り添うアウトリーチの支援がこのように進められていること、また、新しい事業がスタートしたことも高く評価したいと思います。

本市も5年近くこの身体的フレイル予防を続けていただいていたと認識していますが、保健師や専門職がいろいろお話を聞いてくださるので、市民の皆様は安心しておられます。人生100年時代を見据え、事業を

より大きく展開するために、これまで私も人員体制の拡充を要望してきましたが、当初は保健師2名と管理栄養士1名でございました。現在の人員体制を教えてください。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

現在の人員体制でございますが、4月から保健師2名、管理栄養士2名で体制を整え対応してまいりましたが、現在、管理栄養士の退職などにより、実質2名の保健師での対応となっております。

#### ○烏野隆生議長

松本議員。

#### ○22番 松本妙子議員

4月には体制を充実されたものの、現在では欠員の状態となっているようですが、速やかに体制を整え、事業をより大きく展開できる体制づくりを進めていただきますよう、よろしく願いしておきます。

また、せっかく保健師や専門職に出向いていただいているので、たくさんの方に参加していただけるような広報・啓発にも取り組んでいただくことも要望しておきます。

特に大阪府で実施していますアスマイルは、高齢者が利用するには非常に複雑だと思っております。誰でもスムーズに利用できる市独自のアプリやスタンプ手帳などが導入され、啓発に活用できれば、より一層参加者が増加するものと考えます。保健部だけで導入するのは困難であると承知しておりますので、ぜひ市全体で関係部署が協力し合い、独自のアプリやスタンプ手帳の導入に向けて取り組んでいただきますよう要望しておきます。

もう1点、フレイル予防については、高齢になるまでの早い時期から予防に取り組むことも大切だと思います。特に、毎日の食事をおいしく頂くために大切な歯や口腔

の健康の維持といった面での取組も大切だと認識していますが、本市の取組をお教えください。

**○烏野隆生議長**

山本保健部長。

**○山本隆彦保健部長**

いつまでも自分の歯でおいしく食事を頂くためには、高齢になるまでの早い段階から自分自身の歯や口腔の健康について関心を持ち、定期的にその健康状態をチェックし、気になるところは早い段階で治療、ケアすることが大切です。

本市におきましては、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として市民歯科健診を実施しておりますが、国が対象として定める20歳から70歳までの10歳刻みの年齢の市民に加えまして、40歳から74歳までの全ての年齢の市民の皆様を対象に、年度に1回、健診を受けていただくことができるよう実施しております。

また、75歳以上の方につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施主体となって、74歳までの方と同様の歯科健診を実施しております。歯科健診を受けていただいた方には、健診の結果を基に歯科医師等が口腔の健康維持に必要な指導、助言を実施いたします。これに加えて、歯科医師等を講師に迎えて市民向け健康教室を実施し、口腔の健康が全身の健康に及ぼす影響についての理解を深めていただけるよう周知に努めているところでございます。

**○烏野隆生議長**

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

歯の健康がどれほど毎日の生活に影響するか、最近自分が歯を悪くして実感いたしました。悪くなってからでしたら遅いと思いましたので、歯の健康についても市民の皆様丁寧に丁寧な説明をお願いしておきます。

また、市民歯科健診も、受けたくても歯医者に通院できない高齢者もたくさんいらっしゃいます。その方たちにはどのような対策を考えているのかお答えください。

**○烏野隆生議長**

山本保健部長。

**○山本隆彦保健部長**

40歳以上の市民で、在宅で寝たきりなどの状態にあるため、歯科医療機関で市民歯科健診を受けることができない場合、訪問歯科健康診査の申込みを頂いて、御自宅で健診を受けていただくという方法がございます。このほか、介護保険サービスの一環として、歯科医師等の訪問を受けることができる場合もございます。

また、歯や口腔内に気になるところや痛みがあるなどの場合では、健診を御利用いただくのではなく、歯科医療機関からの往診などで治療されることをお勧めいたします。

**○烏野隆生議長**

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

感染予防のため、一部地域では活動を自粛されている場合がありますが、本市は自宅でも取り組めるよう、テレビ岸和田にも御協力いただき、コミチャン12で介護予防の体操を放送されています。また、広報きしわだや岸和田市のホームページにも分かりやすく掲載されているのを拝見いたしました。様々に広報・啓発に努力されているのは評価したいと思います。

これらは、高齢化が進む中、今後ますます大切な事業になってくると思いますので、人員確保と体制強化の充実をお願いし、この質問は終わります。

続きまして、(2)学校でのがん教育についてお尋ねいたします。

がんに関する正しい知識や理解を通して、

生涯にわたる健康な生活を営む土台の構築など、子供たちの将来の健康につながる学校でのがん教育への取組は非常に大事かと思えます。専門的な知識を有する外部講師による授業は大変よいと考えます。そのようながん教育に係る外部講師派遣事業について、どのような取組なのかお教えください。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

がん教育に係る外部講師派遣事業は、大阪府が実施している事業でございます。講師として派遣された病院の医師や看護師が中高生に対して、がんについての正しい知識とがん患者等に対する理解を深めることを目的とした事業でございます。市内中学校、産業高校の生徒が在学中にこの学習を受けております。

生活習慣を整えることによってがんの予防につながることや、がん検診を受け、早期に発見することで、がんになっても治る可能性が高くなることなどを学習したという報告を受けております。

学習後の生徒のアンケート結果から、学習前に比べてより正しい知識を得ることができ、がんは予防できる、あるいは早期発見すれば治りやすいなどの前向きな記述が見られたということも聞いております。

引き続き、このような支援事業を活用しながら、がん教育の充実に努めてまいります。

**○烏野隆生議長**

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

がんの予防については、生活習慣を整えることや早期発見について学習することは大切ですが、がんの種類やその原因を正しく理解し、予防方法を知ることも大

切であると考えます。

本市も健康推進課で小学校6年生から高校1年生までの女子を対象に子宮頸がんの予防ワクチンの無料接種の勧奨を行っていますが、市内学校で子宮頸がんなど、がんの種類や原因、予防方法について、授業などで取り扱っているのでしょうか、お教えください。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

市内中学校で使用している教科書に、子宮頸がんや肺がん、大腸がんなど、様々な種類があることや、またそれらの予防方法についても掲載されております。例えば、子宮頸がんにつながる感染症の要因となるウイルスがあり、ワクチン接種によってそのような感染のリスクが減ることなどを授業で学習します。

また、がん教育に係る外部講師派遣事業を活用した講師からも、ワクチン接種の有用性や、生活習慣を整えることでがん予防につながることなど、丁寧に教えていただいているところでございます。

**○烏野隆生議長**

松本議員。

**○22番 松本妙子議員**

がん教育は、将来のある子供たちの生涯の生活基盤を考えるよい機会であり、さらに、御家族や社会全体ががんについて考えるよい機会になります。さらに、支援事業を活用し、専門的な知識を有する講師に教えてもらうことは、子供たちにとって貴重な体験、学習となり、今後も引き続きがん教育の充実に努めていただくことを期待して、この質問は終わります。

最後、子宮頸がん予防について。

ワクチンの出荷が間に合わず、接種を希望している方の接種が追いつかない状況も

一部にあったと聞いております。前回の一般質問でもお話しさせていただきましたが、このHPVワクチンは3回接種するのが望ましいとされていますが、費用が、3回分を合わせると最大約10万円かかるため、希望者にできるだけ早い情報提供を行う必要があると考えます。希望者が接種の機会を逃すことがないように、具体的な手順が示され次第、本市においても速やかに実施できるよう準備を進めてくださるようお願いしておきます。

また、対象者が接種について検討、判断できるように、経過措置の内容と併せて、ワクチンの有効性、安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供をお願いしておきます。

子宮頸がんは、がんの中では比較的若い世代に発症しやすく、30歳代後半がピークだと言われています。若い世代から健康に対して意識を深め、子供や孫へとつなげていけたらいいのではないかと考えます。

本日は健康を守るための取組について質問させていただきましたが、医療や介護の負担軽減は一人一人の健康寿命を延ばすことにほかならないと考えます。これからも市民の健康相談窓口として努力されることをお願いし、私の一般質問は終わります。

#### ○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午後1時再開

#### ○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、南議員。

(14番 南加代子議員登壇)

#### ○14番 南加代子議員

公明党、南加代子です。発言のお許しを得ましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、誠実な御答弁をお願い申し上げます。議員の皆様には、しばらくの間御清聴くださいますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

1点目、学校での食育について質問いたします。

食べることは心と体を健康に保つための最も基本的な大切な行為です。特に成長期にある子供たちには、食に関する知識を蓄え、自ら食を選択し、健全な食生活を送るための食育が欠かせません。本年度の教育重点施策にも学校給食・食育の充実が掲げられており、給食活動を通して望ましい食習慣の形成、そして好ましい人間関係や社会性の育成を図ります。また、学校給食を生きた教材とし、給食時間をはじめ、教育活動全体の中で食に関する指導を充実させるとありますが、現在の市内各学校での取組状況を教えてください。

2点目、災害弱者への取組について質問いたします。

近年、記録的な短時間の大雨や長期にわたる集中豪雨による水害など、被災された自治体から学ぶべきことがたくさんあります。そして、激甚化する災害において、高齢者や障害者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが後を絶たないことは報道などでも指摘されております。

災害弱者は公助に頼らざるを得ないところもありますが、避難する際に支援や配慮が必要な方に対し、避難行動要支援者支援制度があります。これも今では多くの方が知る制度かと存じますが、再度お尋ねいたします。避難行動要支援者支援制度の周知方法と、現在の避難行動要支援者名簿への登録状況についてお答えください。

3点目、手話言語の取組について質問いたします。

岸和田市手話言語条例が制定されてから5年がたちました。条例では、市の責務として、手話への理解の促進及び手話の普及を図ることとされています。そこで、手話の理解や普及について、どのようなことに取り組まれてきたのかお聞かせください。また、学校においても、子供たちが手話を理解し普及を図るための取組は大切です。このことも併せ、教えてください。

壇上からの質問は以上で、再質問は自席から行います。御清聴ありがとうございます。

#### ○烏野隆生議長

長岡学校教育部長。

#### ○長岡英晃学校教育部長

御質問の1. 学校での食育についてでございますけれども、学習指導要領には、保健体育科、家庭科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組むよう示されています。市内各学校では、岸和田市保健計画ウェルウェーディングきしわだ・岸和田市食育推進計画を踏まえ、食に関する指導の全体計画を作成し、食育、給食の担当者や栄養教諭などが中心になり、食育の推進に取り組んでいます。

例えばなんですけれども、栄養教諭による食に関する授業の実施や食に関しての掲示物を作成したり、掲示したり、また、調

理員が給食の時間に本日の給食と題して子供たちに食の大切さの話をしてくれるなど、いろんな取組をしております。そのほかにも、各校園の食育の担当者を対象とした研修会において、各校種における食育の推進に資するため、市内の校園の好事例を発表する場を設けております。

続きまして、御質問の3なんですけれども、学校における手話言語の取組についてでございますが、現在、手話につきましても、例えば小学校では講師を招聘し手話を体験したり、あるいは難聴かたを通じて聴覚障害について学んだりしております。中学校では、アルファベットを指文字で行ったり、手話に関する動画を視聴したりしております。児童生徒からは、手話が知れて楽しかった、あるいは自分の名前を伝えられてよかったなどの感想を聞いております。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

質問の2番目、災害弱者への取組について答弁いたします。

避難行動要支援者支援制度は、障害者、障害児、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難等の支援を必要とする者を対象とした制度であります。

避難行動要支援者の情報を集約した避難行動要支援者名簿を平常時に作成しておき、町会・自治会などの避難支援者へ名簿情報を提供し、防災活動や災害時の避難支援等に活用していただいております。11月末現在、避難行動要支援者名簿には5065人、そのうち名簿登録に同意のある方は2542人となっております。

本制度については、介護保険課、障害者

支援課、危機管理課により広報やホームページに掲載するとともに、毎年11月号の広報きしわだに掲載し、制度の周知を図っております。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

市民への手話の普及でございますが、広報きしわだでの特集記事の掲載やパンフレットの作成、市民対象の出前講座を開催しております。また、9月23日の手話国際デーに合わせた岸和田城のライトアップなども行っております。今後は、社会福祉協議会が実施する福祉教育のメニューに手話の出前講座を追加し、小中高校生への普及啓発ができるよう検討しているところでございます。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

それぞれに御答弁ありがとうございます。様々な取組をいただいていることが分かりました。

では、まず学校での食育について再質問させていただきます。教育活動全体で食育の推進に取り組むとありましたが、授業の中ではどのような取組がなされているのか、具体例を教えてください。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

もちろん保健体育科や家庭科などの時間では食に関しての学習をしております。例えばなんですけれども、小学校4年生の国語科の教材の中にくらしの中の和と洋という題材がありますが、その中で、和食と洋食の違いとして、実際に和風だしと洋風だしを比べ、それぞれのだしの特徴を考えたり、どんな具材が料理に合うのかをグルー

プで話し合ったりした実践例を聞いております。このように、様々な教科等で食育の推進を行っております。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

教科の中での食育の推進というのは本当にすごいことだと感じます。

先ほど国語科の中での取組を紹介していただきましたが、学校図書館との関連性というのはあるのでしょうか、お答えください。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である読書センターとしての機能、あるいは、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする学習センターとしての機能、さらには、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする情報センターとしての機能を有しており、これらを通して食育の推進に努めています。

今後も各教科等の連携を踏まえた学校図書館の充実も行いながら、食に関する指導を学校教育活動全体を通して行ってまいりたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

お答えいただきました学校教育部に要望しておきたいと思います。食育の推進のためには、読書活動と連携させていくことは、食育と読書活動の両方の推進にもつながると思います。先進的に取り組んでいるところもございますが、例えば学校図書館に食

に関する本のコーナーをつくったり、食に関する本を活用して、給食時間に食育担当の先生や給食調理員、そして学校司書などが子供たちに読み聞かせをすることで食育の推進につなげたりすることも可能かと思えます。その際、本の中に出てくる料理を給食にアレンジして提供できれば、もっと現実的にその図書への関心や想像力を養うこともできるのではないのでしょうか。ぜひ、そのような取組も含めて、食育そして読書活動の両方の推進につながるように、引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、学校給食のことについて伺いさせていただきたいと思えます。

学校給食は、生きた教材を見て、触れて、そして食すなど五感を通すことで、子供の学習に大事な生きた学習を行うことができるとの意義がございます。その事例ともなる取組が少し前に積川町で行われていました。

本市の現状でも、農家の高齢化や農業従事者の減少とともに、農地として使われなくなった遊休農地の面積が拡大する傾向がございます。遊休農地の増加に歯止めをかけたいと有志が立ち上がって、地域の方と一緒に、様々なアイデアで遊休農地を再び活用しようと、子供も大人も泥んこになって苗植えから米作りへと挑戦いたしました。このような活動は、遊休農地の活用だけでなく、地域の活性化にもつながります。そして、先日ですが、子供たちは田植から収穫まで体験する機会になって、そして学校給食を提供されたことで、生きた学習を受けることができたと考えております。

また、学校給食に地元の農家たちが地元で取れた食材を学校に提供できることは、農家の思いを大切に、給食農地といった目に見える看板などが設置されれば、周囲からも安全・安心な食材を育ててくださっ

ていると分かります。この給食を通じてできる食育の取組を広げていくことができないか、見解をお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

#### ○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

遊休農地の活用ができて地域の活性化を促すという活動に学校給食を含めて取り組むということは、非常に大切なことであるというふうに考えています。

大規模で市街地にあるような学校の場合には少し難しい部分もあるのかなというふうに思っていますが、議員の御質問にありました山直南小学校のように、地域に多くの田んぼや畑があって、なおかつ小規模な学校の場合には、地域で生産された米であるとか野菜、こういったものを給食に取り入れるということは、少し、種々条件もあるんですけども、特別な対応としては可能であるというふうに考えてございます。

また、学校給食に提供しているという看板についての御質問ですけれども、教育委員会として設置して管理していくということについては少し難しいのかなというふうに思っていますが、他校でも実施させていただいていきますように、生産者たちが自主的に設置していただくという場合には、教育委員会といたしましても協力させていただきたいというふうに考えてございます。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

地産地消は野菜だけでなく、魚についても可能ならば実施していただきたいと思っております。本市は大阪府内でも漁獲量が最も多い市であると言われております。地元で取れるシラスやイワシ、そしてクロダイなど、岸和田産として有名な魚がござい

ます。その魚を学校給食に提供できれば、野菜だけでなく魚についても地産地消が行われ、子供たちが地元のことを知るきっかけとなると思います。

最近では岸和田黒鯛フェアが開催されました。市内店舗の協力の下、クロダイをアレンジした料理が提供され、おいしかったというお声を聞いております。本市のたくさんの子供たちにも食べさせてあげたいと思いますし、例えば岸和田産業高校の生徒たちが考案した創作料理を給食に提供なんてこともできれば、本当にすばらしい取組になるはずです。

フェアだけではなく、子供たちの食育にも活用できるきっかけとして、地場産の魚を学校給食に使うことについては、どのような見解をお持ちかお答えください。

#### ○烏野隆生議長

藤浪教育次長兼教育総務部長。

#### ○藤浪秀樹教育次長兼教育総務部長事務取扱

お米や野菜と同様に、魚介類につきましても本市の地場産のものということで学校給食に取り入れさせていただくことは非常に大事なことで、いいことだというふうに思っています。

ただ、魚介類を給食室で取り扱う場合には、加工されたものとして提供いただくということが必要になります。本市で水揚げされた魚介類を給食用に加工することができて、流通のルートがあるということ、また必要なときに必要な量が確保できること、さらには学校給食として使用させていただくぐらいの価格であるということ、こういうことがクリアできれば学校給食として取り扱わせていただくことが可能だというふうに考えてございます。

本市で取れた魚を学校給食に活用し、魚介類の地産地消につながるということから、関係各所と協議検討していきたいというふ

うに考えてございます。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

たくさんの課題はありますけれども、今回の御答弁を頂くには、本当に悩んだ答えを出していただきました。関係各所と協議検討と、このことを前向きに一生懸命に頑張ってお考えいただいたことには本当に感謝しております。

給食は、大人になっても、あのときの給食を思い出す、あのときの給食は最高においしかったと、仲間と一緒に食したことが心に残るものです。本市の子供たちが五感で感じ取れる食育の推進をさらに図っていただきたいと思います。今後、給食を介してコミュニケーション能力や周囲との協調性が養われ、自己の肯定感を高めていくことを期待して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、災害弱者への取組について再質問させていただきます。

避難行動要支援者支援プランの対象者には、要配慮者の中で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者が含まれております。要配慮者とされる対象の方々と必ず面談する場や、窓口での御相談、申請を行う機会がありますし、この機会を大切に、制度の周知もできるのではないかと以前より考えておりました。

まずは全対象者に広くこの制度を知ってもらうことが重要です。今、広報きしわだやホームページ以外に、個々への周知に取り組まれていることがあればお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

山本保健部長。

#### ○山本隆彦保健部長

要介護者や障害者のうち、新たに対象と

なった方には個別に名簿への登録案内を送付しているところがございます。また、窓口や電話での問合せがあった際には、制度の周知、案内に努めております。

#### ○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

#### ○大西謙次子ども家庭応援部長

子ども家庭応援部では妊産婦や乳幼児に関わる事業を実施しておりますが、現状、避難行動要支援者支援プランの仕組みについて個々に周知する取組はできておりません。

しかしながら、妊産婦や乳幼児がいる家庭では、災害が発生したときに、胎児や子供の身を守ることに不安があると考えております。妊娠の届出など、窓口で対応する機会に、例えばしおりを用いるなどして避難行動要支援者支援プランを周知したり、妊産婦が避難の際にどのようなことに気をつけるといいのか、妊産婦や乳幼児にあると便利な防災グッズの紹介など、少しでも不安の解消に役立つような情報提供を検討してまいりたいと思っております。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

#### ○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

続きまして、危機管理部から御答弁いたします。

要配慮者のうち、外国人に対する制度の周知の取組は行っておりません。危機管理部としましては、まずは外国人に対して広く防災情報の周知が必要と判断しており、総合防災マップにおきまして日本語以外に避難所の施設名を多言語表記するとともに、防災上最低限知っていただきたい知識のページの内容につきましては、グーグル翻訳アプリを使用していただくことで108の言語に翻訳することができます。また、大阪防災アプリは、やさしい日本語や英語、中国

語、韓国語といった多言語に対応したアプリケーションとなっており、引き続きこれらの周知に努めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

現在の取組と、また今後の検討というお答えを頂きました。その中ですが、日本語が十分に理解できない方もいらっしゃる。この方も要配慮者になっております。ホームページを見ますと、この同意届の書き方も日本語の例文のみ掲載されていますので、何のために要配慮者となっているのか意味が分かりません。早急に母国語での例文や説明も掲載し、更新していただきたいと思っております。

災害時の避難支援を受けやすくするため、名簿への登録は、あくまで要配慮者自身が希望することが前提となりますが、こういった仕組みがあるということの周知から大切な市民を守ることになるので、徹底をお願いいたします。また、窓口などでの周知についても、さらに取組を考え進めてください。

続きまして、大災害の発生により、病院や医療従事者の被災により適切な医療体制が提供できなくなるおそれも想定されます。要配慮者の中でも特に妊産婦、乳幼児に対しても受入れ困難、産気づいても分娩可能な施設の不足、乳幼児の栄養状態も考えておかねばなりません。避難所となる場所の課題や災害時医療救護体制の整備はあるのか、現在の状況をお答えください。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

#### ○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱

指定避難所における要配慮者への対応につきましては、一定の配慮が必要な人向けに専用のスペースを確保できるよう、施設

管理者と協議を進めております。その上で、災害用備蓄につきましては、大阪府との役割分担の下で要配慮者向けの物資を順次増やしていております。

災害時の医療救護体制につきましては、市内に応急救護所を設置し、本市の医師会、薬剤師会、歯科医師会の3師会との医療救護活動に関する協定に基づきまして、応急救護に当たっていただくこととなっております。

しかしながら、場合によっては高度な医療技術や機器が必要となる分娩を個々の応急救護所に対応することは非常に困難であることから、そのような場合は、DMATなどを通じて対応可能な医療機関に搬送させていただくこととなります。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

お答えいただきました。気になるところはやはり妊産婦です。出産予定日はありますが、発災後のストレスや状態によっては緊急を要することも考えられます。

現在、泉州の助産師の有志が災害時での対応を防災チームとして調査研究されています。そこに私もお伺いして、いろいろとお話も聞かせていただいております。この決められた体制というのは先ほどの御答弁でもありました。例えば事前にこのような専門職の方々と本市の専門職の意見交換の場を取り、重ね合うことで、現段階での課題ももっと見え、検討ができることもあると考えますので、この点は、このような交流、意見交換の場も取っていただきたいということを提案、そして要望させていただいております。

また、様々な障害のある方がいらっしゃる中で、特に視覚や聴覚に障害がある方にとっては、なかなか情報が伝わりにくいと

いった状況があります。日頃からの備えや、実際に災害が起こった際、どういった行動を取ればいいのかなど、事前に準備しておく必要がありますが、そのためには必要な情報を事前に伝えておく必要があると思いますが、何か情報を伝える取組はされているのでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

現在、視覚障害のある方を対象としたものはまだございませんが、聴覚障害のある方を対象とした聴覚障害者のための防災パンフレットを作成しているところでございます。内容は、日頃の備え、実際に災害が起こったときの行動についてというものでございまして、パンフレットの案ができましたら当事者の方々に見ていただき、御意見を頂戴しながら完成させていく予定でございまして。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

意見と要望を最後に言います。災害は日頃の備えが肝腎です。自助、共助、公助とそれぞれすべきことや備えに対し行動できる、分かりやすい手引になるパンフレットの作成をお願いしておきます。

自然災害が激甚化、頻発化する中では、災害対応というのは絶え間ない見直しが必要かと思っております。令和6年6月28日に、政府の中央防災会議は、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。令和6年能登半島地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記いたしました。

市町村に対しては、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置するこ

とや、栄養バランスの取れた適温の食事、入浴、洗濯など生活に必要な水の確保に努めるように要請されております。備蓄品の調達では女性、子供らへの配慮を求め、平時より保健師や福祉関係者、NPO法人などと連携して住民の健康状態などの状況把握ができるよう、事前から調整できる体制と実施することなどが新たに加わりました。一部取り組んでいるところも本市ではございますが、そこで今後、現在の取組と併せ、福祉的な支援の実施要請に対し検討していくべき全庁に関わる課題が考えられます。

本市では避難行動要支援者支援連絡会議が、庁内の13課と社会福祉協議会で年数回、要支援者に関する防災の協議会として開かれております。絶え間ない見直しの災害対応には、この連絡会議の集合体を強化していくべきだと考えております。

危機管理部だけではなく、全庁の担当業務は平穏な日常の中にありますが、一步先には必ず発生すると言われる大地震、また自然災害が発生したときであっても、その環境の中で求められるものがあり、各課の業務の先には、いつも防災を意識して取り組まねばならないと考えます。

以前からも声を上げてまいりましたが、再度、全庁の課題であることを認識して、防災に強い業務体制を原課で検討していただきたいと思っております。そしてその延長に、縦割り行政に横串を通す強い防災意識が全庁に広がるはずだと私は思っております。今後、当事者の皆様方の意見を聞きながら、例えば防災検討チームというような名前をつけ、全庁の中で立ち上げていただいて、福祉的な支援を構築できる整備体制をしくべきと強く申し上げておきたいと思っております。

あわせて、地域には高齢者、障害者、要配慮者の方々を支援する方々がいらっしやいます。その中の皆様と行政が連携し、そ

の協力を求めていかなければなりません。そこで、災害時における地域及び支援組織と、そして行政が、災害時に担当となる職員の皆様に対して、要配慮者とその家族がふだんから準備しておくことや、お一人お一人の特性が違うように、平時からどう関わっていくのか、災害時に必要な支援をどのように呼びかけていくのか、そのような分かるマニュアルがあれば、皆さんがスムーズに、少しでも寄り添った支援ができると思います。

そこで、本市の避難所運営マニュアルを見てみますと、要配慮者に応じた対応、例えば視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者が事項としてありますが、抽象的な記載だけとなっております。本来の目的は、どのような事態にもコミュニケーションを取りやすい方法や、障害の特性に配慮した対応ができるよう、もう少し具体的に、誰もが見て分かりやすい要配慮者のマニュアルを早急に作成すべきであると申し上げておきます。

また、このマニュアルですけれども、各自治体では要配慮者支援のマニュアルを作っているところがたくさんございます。そのようなところも参考にさせていただいて、これは本当に早急に要配慮者マニュアルを検討していただきたい。ここは本当に強く申し上げておきます。

では、最後になります。手話言語の取組について再質問させていただきます。

先ほど学校教育部の御答弁に、手話が知れて楽しかった、自分の名前を伝えられてよかったなど、子供たちの言葉の学びが1つ増えたことはうれしいことです。手話への理解や日々の生活の中で手話によるコミュニケーションができる環境を構築するために学べる機会の提供は、学校の役割だと考えます。

聞こえる人の場合、学ぶ手段や機会は多く存在します。それは、幼い頃から家族の言葉をまねしたりテレビから学んだりして言葉を自然に習得していくことができるからです。聴覚障害者の場合は、それが難しい。どうしても言葉を学ぶハードルが高くなってしまいます。

聞こえない人には見える言葉、手話があります。手話を学ぶことで、目で見ながら自然に言葉を身につけることができる。耳が聞こえない人にとって、手話は大事な学習手段なのだと聞いたこともございます。

学校では、体験学習として車椅子ダンスや岸和田支援学校の生徒たちとの交流会も重ねてきたとは認識しております。先ほど壇上からの質問に対して、福祉部から、社会福祉協議会が実施する福祉教育のメニューに手話の出前講座を追加し、小中高校生への普及啓発ができるよう検討しているとありました。これはぜひ進めていただきたいですし、啓発メニューが増えることは、並行して学校現場にも選ぶメニューが増え、活用ができます。伴わせて、手話を必要とされる当事者とも交流体験ができれば、さらに手話言語への理解が深まると考えますが、学校教育部の見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

長岡学校教育部長。

**○長岡英晃学校教育部長**

議員お示しのとおり、学校教育においても、手話への理解や生活の中で手話を言語として活用していくことはとても重要なことだと認識しております。今後、各学校で取り組んでいる好事例等を発信し、また、当事者からの講話や体験の実施など、関係課と連携を図りながら、さらに取組を広げていきたいと思っております。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

では次に、手話によるコミュニケーションができる環境を構築するための施策については、いかがでしょうか。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

手話によるコミュニケーションができる環境を構築するための施策としましては、手話通訳者など手話ができる人を増やしていくことが重要でして、初心者を対象とした手話奉仕員養成講座や、レベルアップを目的とした講座を実施しております。また、大阪府が実施する手話通訳者養成講座を岸和田市内で開催し、多くの方が受講できるよう努めております。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

手話通訳者など手話ができる方の養成を行ってきたとの御答弁でしたけれども、過去3年間の受講者や手話通訳者の人数の推移を教えてください。

**○烏野隆生議長**

北本福祉部長。

**○北本恵資福祉部長**

初心者を対象とした手話奉仕員養成講座の受講者は、令和3年度が27名、令和4年度29名、令和5年度29名となっており、手話通訳者の登録者数は、令和3年度が27名、令和4年度25名、令和5年度30名となっております。

**○烏野隆生議長**

南議員。

**○14番 南加代子議員**

講座などの開催方法や時間によって参加者の増減があるかもしれません。手話ができる人をこれからも養成していくためには、まずは最初のきっかけとして、手話に触れ

合う機会を増やしていくことが重要だと考えます。

広報紙には手話に関連する特集も掲載されたことがあります。例えばQRコードがあり、スマホで読み取ると手話の動画が閲覧できるような取組はできないでしょうか。そしてその動画にタイトルをつけ、初級編の挨拶から始まり、手話で会話ができる中級へと継続した発信ができれば、自宅で学ぶ機会も増え、学べる方も増えると思います。ホームページや庁内に設置されているテレビ掲示板にも配信していただければ、目で聞く手話へ触れることにもなります。そこには当事者の方々に編集も御協力いただけたらと思っております。

また、市役所の窓口ですが、挨拶など、職員が少しでも手話で対応される姿を市民が目にする機会があれば、手話言語への周知につながっていくと考えますし、職員の皆様も手話を習得してみたいとのきっかけになるかもしれません。そこで、本市ではどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

広報紙や市公式ウェブサイトにおいて、QRコードを利用して手話動画の配信を実施することは、言語としての手話の認識が広がるとともに、手話を習得することのできる機会を増やす一助になると思われしますので、今後積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

職員向けの研修としましては、人事課が毎年実施している新規採用職員前期研修の障害者差別解消法についての研修の中で、

手話言語条例のことや挨拶などの手話体験として実施してございます。今後も、人事課と協力しながら、他の研修においても、手話についての理解や挨拶などの手話体験ができる研修などで多くの職員が手話に触れる機会を検討していきたいと考えております。

#### ○烏野隆生議長

南議員。

#### ○14番 南加代子議員

御答弁いただきました。さらに手話言語の理解が深まる希望が本当に見えました。また、職員の皆様においても手話に触れる機会が増えること、あわせて、管理職の皆様も、お忙しいとは存じますが、ぜひ御一緒に手話を学べる機会をつくっていただきたいと、心からそう思います。どうか各部署で手話の普及へ努めていただきますようお願いいたします。

それでは、事業者に対しての普及啓発はどうでしょうか。1枚の紙に凝縮された、手話の第一歩として大変に分かりやすいパンフレットがあります。また、これは作成されておりますが、どのようなところに配布されたり活用されたりしてきたのでしょうか。また、これらを事業者に配布することで、お店などでも手話が必要な方への理解や合理的配慮につながる取組になると考えますが、いかがでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

北本福祉部長。

#### ○北本恵資福祉部長

現在のパンフレットにつきましては、泉州地域の手話通訳者で作成したもので、必要に応じ印刷し、出前講座などで活用してまいりました。事業者を対象とした手話の普及啓発はできておりませんが、現在のパンフレットをより充実させ、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、障害者支援課と人権・男女共同参画課が事務局となり、障害者差別解消支援地域協議会を開催しております。そこには商工会議所も参画し、障害者への差別や合理的配慮について意見交換などを行っております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

このパンフレットというのは、内容が充実してきますと聴覚障害者や健聴者、全ての方に活用されるものとなりますので、当事者の御意見も取り入れていただき、作成後の情報提供や活用方法についても再度検討をお願いいたします。また、市内事業者へも当事者とのコミュニケーションが取れる環境整備や手話が必要な方々に対する情報の取得方法について、事例も含めて市内事業者と関連する部署が福祉部と連携して情報提供できるように取り組んでください。

今後、より手話に関する普及啓発、また施策を進めていくには、様々な関係機関で構成される協議体のようなものが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○烏野隆生議長

北本福祉部長。

○北本恵資福祉部長

手話の普及促進を進めるためには多くの機関と連携していく必要がありますが、まずは市と聴覚障害者の方々、手話サークル、登録手話通訳者の方々の4つの団体で、普及啓発についての意見交換を持つ場を予定してございます。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

皆様が生活する中での体験を意見として聞かせていただける場は大切ですし、その予定をされているということは本当に大き

な前進だと思います。また本当にうれしく思います。今後、この体制が拡大し、さらなる啓発事業の施策へと展開できるようにお願いいたします。

また、最後になってきましたが、緊急時における情報の提供と意思疎通の支援に関する取組についてお尋ねいたします。

救急車を要請する際は、スマートフォンやパソコン、またはファクスを使って119番ができるNet119やFax119があります。また、一般社団法人日本財団電話リレーサービスが実施している、24時間365日、通訳オペレーターを通して通話ができる電話リレーサービスがあります。

しかしながら、このような御相談がありました。救急車が到着しても、当事者が言葉を発せられない、つらい状態かもしれません。また、家族が急変し救急車を要請した場合、その状態を伝えるには、実際のところ筆談するしか方法がない状況となっております。筆談もままならない状況もあるかもしれませんと、急を要する状態のようなときに伝える言葉が手話である場合、当たり前にそれに対処する施策を考えるべきではないでしょうか。

○烏野隆生議長

北本福祉部長。

○北本恵資福祉部長

救急隊が到着した際や搬送先の病院での意思疎通支援体制については、事前に用意したQRコードを読み込み、スマートフォンを通じて、365日、8時から21時までオペレーターが通訳するといった事業の活用を検討しております。

○烏野隆生議長

南議員。

○14番 南加代子議員

最後は緊急時の対応について、事業の検討も伺いましたが、大切な皆様の命を守る

ため、これは早急に取り組んでくださるよう、本当に強く要望しておきます。

そして、明年の11月には東京2025デフリンピックが開催されます。オリンピック、パラリンピック同様4年ごとに開催されます。国際的に耳の聞こえない、聞こえにくい人のデフアスリートを対象としたスポーツ競技大会で、日本での開催は初めてとなります。もしかすると、本市にゆかりのある方が参加されることもあるかもしれません。その際は、世界で戦うアスリートたちを全力で応援したいと思っております。

また、先日ですが、きしわだ手話まつりが福祉総合センターで開催されていきました。聾者と聴者が共につくる演劇を身体表現、字幕、音楽、手話で表現する公演で、私は初めて見ることができ感動いたしました。言葉に壁はない、互いを尊重する大切さを改めて学びました。

大切な方と意思疎通を図る方法が手話言語条例としてあります。行政には、手話の普及啓発の促進を図れる施策としての展開を、このたびお答えいただいたとおり実現くださるよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

次に、中岡議員。

(3番 中岡佐織議員登壇)

#### ○3番 中岡佐織議員

大阪維新の会の中岡佐織です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様におかれましては、質問の趣旨を御理解いただき、市民の皆様到的確で分かりやすい御答弁をよろしくお願い申し上げます。

私からは2点、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、投票率向上に向けた取組について、2点目は、市公式ウェブサイト

のアクセシビリティ向上についてお尋ねいたします。

それでは、各質問の趣旨を述べさせていただきます、個別の課題について質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、投票率の向上についてお伺いいたします。

直近過去5回の岸和田市議会議員選挙の投票率は低下が止まらず、2023年の統一地方選挙においても38.64%と非常に低い結果となりました。私はかねてより岸和田市の投票率の低さを案じておりましたので、昨年も選挙や主権者教育に関する質問をさせていただいたところでございます。

さて、直近では令和6年10月27日に衆議院議員総選挙が行われました。前回と比較して投票率はいかがでしたでしょうか。また、年代別などの傾向、考察もあればお聞かせください。

そして2点目は、市公式ウェブサイトのアクセシビリティ向上についてお尋ねいたします。

令和6年4月1日改正施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、全事業者に合理的配慮の提供が法的に義務化されました。この改正に伴い、ウェブサイトでも障害者に配慮するウェブアクセシビリティが事業者に求められています。

このアクセシビリティという言葉は、英語のA c c e s s、近づく、アクセスするの意味とA b i l i t y、能力、できることの意味からできています。近づくことができる、アクセスできるという意味から派生して、製品やサービスを利用できること、またはその到達度という意味でも使われています。

すなわち、ウェブアクセシビリティと

は、ウェブページのバリアフリー化です。利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイト上で提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを意味いたします。

まずは、現在の本市の公式ウェブサイトにおけるバリアフリー化はどこまで進んでいるのか、閲覧者支援機能の現状についてお聞かせください。

以上2つの点について、理事者の御答弁をよろしくお願い申し上げます。あとの質問は自席にて行います。まずは御清聴ありがとうございました。

**○烏野隆生議長**

西村選挙管理委員会事務局長。

**○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長**

御質問の1. 投票率向上に向けた取組について御答弁させていただきます。

今回の衆議院議員総選挙につきましては、非常に急な選挙ということもあり、全国的に投票率が下がっております。小選挙区の投票率に関しましては、全国平均では53.85%、前回より2.08%の減少、大阪府平均では52.61%で、前回より3.59%の減少、本市につきましては45.19%で、前回より5.08%の減少となっております。

年代別につきましては、10代が31.79%、20代が26.04%、30代が34.17%、40代が40.44%、50代が47.11%、60代が58.25%、70代が61.62%、80代以上が44.31%となっており、やはり若い年代層の投票率が低い結果となっております。

**○烏野隆生議長**

西川総合政策部長。

**○西川正宏総合政策部長**

現在、市公式ウェブサイトでは閲覧者支

援機能として外国語翻訳、文字サイズの拡大及び背景色の変更機能を備えております。また、ウェブサイト全体におきましては、JIS、日本産業規格に基づき、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なくウェブコンテンツを利用可能にすることを目指しながら運用しております。

**○烏野隆生議長**

中岡議員。

**○3番 中岡佐織議員**

それぞれ初めの質問にお答えいただきました。ここからは選挙管理委員会に再質問させていただきます。

前回の市議会議員選挙以降、直近選挙の10月27日の衆議院議員総選挙までの間に、本市ではどのような啓発活動を行っていたのかお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

西村選挙管理委員会事務局長。

**○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長**

今年度させていただいた啓発につきましては、春のお城まつりの際に来場者に選挙PR物品を配布し選挙啓発に努めたり、明るい選挙啓発ポスターコンクールの募集や、小中学校に働きかけて、依頼のあった小学校4校と高校1校に出前講座にお伺いし、選挙制度についての講座や実際の機材を使った模擬投票を体験していただくなど、理解を深めていく取組を行っております。また、前回の選挙から投票済証をリニューアルしお配りさせていただいております。

**○烏野隆生議長**

中岡議員。

**○3番 中岡佐織議員**

私が昨年質問をさせていただいた以降、

お城まつりでの選挙PR物品の配布と主権者教育ということで市内小学校4校、高校1校ということでした。学校のカリキュラムとの兼ね合いで難しいところもあるかと思いますが、中学校はゼロということでしたので、高校とともにもう少しずつでも増やしていただければと思います。

そして、先ほどの年齢別投票率では20代、30代の投票率が低くなっています。それはどういったことで行かないのか。行きたくても行けないのか。そもそも政治に興味がないからなのか。子育て世代で行きづらいのか。どうしたら投票行動につながるのかというようなことから、しっかり原因を分析し、ターゲットとなる年代層に響くPR方法を取っていただく必要があると思います。

では次に、私の昨年6月の一般質問において、SNSなどで話題になっている地域の工夫された投票済証を幾つか御紹介し、岸和田市でも投票行動につながるような魅力ある投票済証などを作ってはどうかという提案をさせていただいておりましたが、早速10月の衆議院議員選挙では投票済証をリニューアルしていただき、私も投票した際にもらうことができました。以前の簡素なものよりも、岸和田市らしい図柄で非常によいものだと思います。

これを実現していただき、とても喜んでおりますが、それでは、この新しい投票済証は何人ぐらいがお持ち帰りになったのでしょうか。また、リニューアルすることを事前に広報等されていたのでしょうか、お聞かせください。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

以前の投票済証はほとんどお持ち帰りされる方はいらっしゃいませんでした。今回の投票済証は約3500枚お持ち帰りされました。投票所によりましては、途中で足りなくなつたとのことで、至急追加を持ってきてほしいという投票所が5か所程度ございました。

広報につきましては、全戸配布させていただいております選挙きしわだの1面にデザインをリニューアルしたことと、題字についても本市在住の書家をお願いしたことを図案とともに掲載させていただいております。そのほかにも、岸和田商工会議所会報のきしわだ所報10月号に折り込みチラシとして同封させていただいたりしております。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○3番 中岡佐織議員

約3500枚もお持ち帰りいただいたというのは驚きました。また、商工会議所でも御協力いただいたということ、いろんな方面からの向上する仕組みをうれしく思います。先々へのPRにもきつとつながっていると思います。

昨年御紹介した以降も、他地域において投票済証が様々工夫を凝らして作成されており、話題になっているものもございます。引き続き、岸和田市でも投票行動につながるような魅力ある投票済証を作成していただけたらと思います。

それでは次に、そのほかにも投票率向上のための新しいPR活動等は何か考えておられますか。

○烏野隆生議長

西村選挙管理委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

新たなPR活動といたしましては、本市でもLINEを活用する方針が出ておりますので、選挙管理委員会といたしましても、LINEを活用したPR活動をすることで投票率の低い若い世代の方にPRができるのではないかと考えております。

また、PR以外にも、市民の皆様が便利になるような選挙に関するLINEの活用について、関係課と検討してまいります。

#### ○烏野隆生議長

中岡議員。

#### ○3番 中岡佐織議員

初めの御答弁にもありましたが、若い方の投票率が圧倒的に低いとのことなので、投票済証を持って帰りたくなる仕掛けを組み合わせるなど、投票率の年代別、投票所別、日程等、データに基づいた分析をし、そこへ響くような効果的なPR活動をしてほしいと思います。

また、伴わせて、最近でいうと東京都知事選挙や11月17日に投開票が行われた兵庫県知事選挙は、SNS選挙と呼ばれるほどSNSや動画サイトが投票行動に大きな影響を及ぼしていました。SNSは使い方を間違えると危険なことにもつながることもありますが、若者の政治への関心を高め、投票率のアップに貢献したことは明らかですので、評価すべき点が十分ございます。

今後もインターネットを使ったPRというのは効果的であると思いますので、LINE活用の件が先ほどもございましたが、広報広聴課などとも連携し、さらなる本市の投票率の向上を目指してほしいと思います。

では次に、ここからはウェブサイトのアクセシビリティ向上について、総合政策部にお尋ねいたします。

先ほど、現在の市公式ウェブサイトにおけるバリアフリー化はどこまで進んでいる

のか、閲覧者支援機能の現状についてお答えいただきました。本市の公式ウェブサイトをパソコンのブラウザ、マイクロソフトエッジとグーグルクロームで閲覧してみましたが、全画面表示にすると今お答えいただいた機能は画面の上部に表示されますが、小さくしたブラウザでは見えなくなります。私のスマートフォン、iPhoneでも確認できませんでした。できるだけいろんな方の異なる条件からのアクセスにも備えるべきだと考えますが、ブラウザによるアクセシビリティの差はどのようになっていますか。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

5年前のウェブサイト更新時点ではパソコンでの閲覧を主としたCMS構成が一般的でありまして、アクセシビリティにつきましては、文字の拡大など端末機能に依存しているといった状況でございました。そのため、現時点では、スマートフォンにおいてパソコン閲覧時と同等の閲覧者支援機能は使用できない状況でございます。

なお、現在、市ウェブサイトのリニューアル作業中でございますが、更新後はスマートフォンでもパソコン版と同様の閲覧者支援機能が利用できるように準備を進めているところでございます。

#### ○烏野隆生議長

中岡議員。

#### ○3番 中岡佐織議員

スマートフォンでインターネットを利用する方が多い現状がありますので、できるだけ早期に、リニューアルに伴い、いろいろな障害に対応できるアクセシビリティの向上の調査研究をお願いいたします。

三重県桑名市がフェアナビという閲覧者支援サービスを導入しており、近隣では泉大

津市も導入予定であると聞いています。このサービスでは老眼、弱視、色弱、てんかんなど7種類の障害に対応しています。例えば老眼をオンにすると、文字のサイズや間隔のほか、カーソルの大きさや画面の明るさもワンクリックで変更できます。また、てんかんを選べば動画の停止機能があり、それぞれが自分の障害に合った設定で色をはっきりさせたり刺激が少ないソフトな色にするなど、自由にできるカスタマイズ機能もあり、設定はサイト上で引き継がれます。

このサービスを利用することにより、ウェブサイトや障害や年齢に関係なく誰もが情報に対して公平にアクセスできる、情報格差のない世界の実現につながるということです。ちなみに、マイクロソフトエッジとグーグルクロームのウィンドウサイズを変えても、iPhoneからも確認できました。

このようなウェブサイトのアクセシビリティ向上の取組について、本市としてのお考えをお聞かせください。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

先ほど申し上げましたが、市公式ウェブサイトにつきましては、来年3月頃の公開を目指して現在リニューアルの準備を進めております。その中で、やさしい日本語の導入を予定しております。これは、日本語が不自由な閲覧者向けに平易な日本語を使って防災や医療、教育など、重要なウェブページを作成し、情報が正しく伝わることを目的にした閲覧支援サービスでございます。

また、議員御紹介のフェアナビにつきましては、ウェブページのアクセシビリティを簡単に高めることができるプラグイン

型サービスでございます。これは、文字サイズの変更や文字の間隔、色の反転や彩度の調整、フォントの調整などを詳細に設定することができることから、ウェブアクセシビリティの向上に寄与するものであると考えております。

このサービスを導入しております桑名市の公式ホームページを確認させていただきましたところ、閲覧者支援機能が大変充実しているように見受けられました。本市におきましても、今後さらなる閲覧者支援機能の拡充を目指して調査研究を進めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

中岡議員。

#### ○3番 中岡佐織議員

ウェブアクセシビリティが確保されていない場合の問題事例として、次のようなことが総務省のウェブサイトに掲載されています。

1つ目、避難所等の情報や地図が画像PDFのみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。2つ目、市長の会見の様子が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。3つ目、ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。4つ目、背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。

このようなことから、一般的にウェブアクセシビリティが確保できているウェブサイトとは、具体的に次のようなことが言えます。

1つ目、目が見えなくても情報が伝わる

こと、操作できること。2つ目、キーボードだけで操作できること。3つ目、一部の色が区別できなくても得られる情報が欠けないこと。4つ目、音声コンテンツや動画コンテンツで、音声聞こえなくても話している内容が分かること。

こういったウェブサイトであれば、視覚障害、聴覚障害、色覚特性のある人など、ウェブサイトの閲覧にお困りの症状をお持ちの方でも、ウェブサイトを紹介して情報入手したりサービスを利用できるようになります。

厚生労働省の平成28年生活のしづらさなどに関する調査によれば、日本だけで少なくとも身体障害者手帳保持者は428.7万人と推計されています。また、障害の有無にかかわらず、加齢により視力や聴力が衰えた人や、けがや病気などで一時的または長期的に目や耳が使えない人、あるいは明るさの足りない環境や雑音により音声の取得が難しい状況にある人など、あらゆる人々がウェブサイトにアクセスできます。目のハンディだけでも、一般的に高齢者の72%が老眼や緑内障、様々抱えているそうですが、本市は65歳以上の方が、住民基本台帳の昨年度のデータでは5万3000人以上います。

これからはインターネット世代が高齢者となるため、オンライン上のバリアフリーがますます必要になってきます。デジタル庁は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化をミッションに掲げています。

本市でも、誰一人取り残されないデジタル化を目指すために、ウェブサイトや情報システムが多様な使い方で利用することができて、サービスを受けられる状態にしていきたいと思っておりますので、引き続きの御協力をよろしく申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

## ○烏野隆生議長

次に、河合議員。

(5番 河合達雄議員登壇)

## ○5番 河合達雄議員

にじの会の河合達雄です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様方には市民に対して分かりやすい御答弁を、また議員各位におかれましては、しばらくの間御清聴賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、万博開催に向けた取組について。

2025年4月13日から大阪・関西万博が開催されます。2005年に開催された愛・地球博に続き、20年ぶりに日本で開催される国際博覧会ですが、これをきっかけに大阪を盛り上げていかなければならないの言うまでもありません。

そこで、総合政策部と観光面から魅力創造部にお聞きします。岸和田市として、どのようにこの万博を生かしていこうというのか教えてください。

2点目、行財政改革の職員アンケートについて。

少子高齢化の進展により、今後、我が国全体で労働力を確保することがますます難しくなると見込まれています。地方公共団体においても、安定的に行政サービスを提供していく上で、公務を担う質の高い人材を確保することが極めて重要になってきています。

本市においても人材確保に向けて様々な工夫を行っているようですが、これらの多くはほかの自治体でも同様に取り組んでいるものです。より本質的にこの問題の解決を図るためには、今、組織にいる人材を大

切にすることが何よりも重要であると思います。職員が働きやすく、やりがいを実感し、愛着を持つことができる職場をつくるのが、貴重な人材の流出の抑止と職員の新規採用の増加に結びつくはずです。

岸和田市新行財政改革プランでは、働きやすい職場をつくるため、働き方改革、働きがい改革を進めるとされています。また、チャレンジする職員を応援し、頑張った職員に報いるため、人事・給与制度の構造改革を実施すると示されています。いずれも非常に重要な取組であると思います。

そこでお尋ねします。先般、庁内に設置した行財政改革プロジェクトチームにおいて、働き方改革、働きがい改革や人事・給与制度改革の検討に当たり、職員意識調査を実施していると聞いています。その実施に至る背景や目的、アンケート内容などについてお教えてください。

3点目、新行財政改革プランについて。

本市は過去20年余りの間に3度も大きな財政危機を繰り返しています。その背景には、経常収支が逼迫し、財政が硬直的であるという長年の課題があります。この課題を解決しなければ、将来にわたって安定的に質の高い市民サービスを提供していくことは難しいと思われま

す。去年3月に策定された岸和田市新行財政改革プランでは、この課題の解決に向けて経常収支を9億円改善するという目標を掲げています。この目標を達成するためにどのような取組を行おうとしているのか、また、現時点において目標達成の確実な見通しが立っているのかについて教えてください。

4点目、押し込み強盗への対策について。

匿名・流動型犯罪グループによる強盗や特殊詐欺事件が相次いでおり、被害などを報じる新聞記事やニュースを目にした市民

から不安を感じる声が寄せられています。市で行っている防犯の取組についてお教えください。

5点目、避難所となる公民館等へのエアコン設置について。

最後に、危機管理部と生涯学習部に質問します。災害時の指定避難所について、災害の状況に応じて公民館や青少年会館が指定避難所として、避難者の受入れを想定して開設されます。近年、災害が激甚化していることから、避難者の体調管理を考慮した場合、指定避難所となる公民館等が少しでも快適に過ごせるよう、エアコン等の設備は必要であると考えます。まずは、現在の指定避難所におけるエアコンの必要性について、危機管理部にお聞きします。

以上で壇上からの質問は終わらせていただき、この後は自席にて一問一答方式で質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

大阪・関西万博の開催につきまして、令和5年8月に岸和田市における大阪・関西万博に関する取り組み基本方針を策定しております。この基本方針では、本市において万博を通じて何を発信したいのか、何を成長させたいのかを明確化し、取組のキーワードを総合計画、将来ビジョン・岸和田の基本計画の重点目標の達成を意識し、設定しております。

1つ目として、万博は次代を担う子供たちの五感や興味を刺激し、個性豊かな可能性を大きく伸ばす場として期待できることから、子供たちの夢を育み、一人一人が持つ可能性を伸ばしていきたい。

2つ目としては、地域経済の活性化として、広く本市の魅力を発信することにより

認知度を高め、本市へ来訪する人を増やしたい。また、先端技術と伝統技術や文化との融合によるイノベーションを発信する場として、企業等と連携し本市の産業を活性化させたいと考えています。

3つ目として、社会課題への挑戦として、環境への配慮、カーボンニュートラルや持続可能な社会の実現、SDGsなど、現代社会の課題解決への挑戦の場として、本市における社会課題解決に向けた取組を発信し、課題意識の向上や取組の活性化につなげたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

国の観光政策におきまして令和5年3月31日に閣議決定された観光立国推進基本計画では、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進の3つをキーワードとして様々な施策を推進していくこととされてございます。

また、大阪府においても、大阪都市魅力創造戦略2025において、魅力共創都市・大阪を目指し、大阪・関西万博のインパクトを生かした都市魅力の創造、発信、多様な主体との連携、大阪全体の活性化などを基本的な考え方としているところでございます。

本市におきましても、国や大阪府の方針に乗り遅れることなく、大阪・関西万博を機に、まだ知られていない大阪、泉州の地域魅力を一体となって発信し、地域の方とともに本市の多様な観光資源を生かし、府内周遊場所の1つとしてその役割を果たすことで、地域の活性化に努めてまいりたいと考えてございます。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

職員意識調査についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、自治体においても人材確保が重要な課題になってきており、職員が働きやすく、やりがいを実感し、愛着を持つことができる職場づくりに取り組み、人材確保に結びつけることは非常に大切なことであると認識しております。

今回の職員意識調査は、働き方改革、働きがい改革や人事・給与制度改革の取組について具体的に検討するに当たり、職員が感じている職場の課題や問題点を把握し分析するために実施いたしました。

調査の内容は、職員の仕事に対する意識やモチベーション、組織風土、職場環境、人材育成や人材確保の在り方に加え、人事評価や昇任昇格などの人事・給与制度に関する事項で、全部で82項目となりました。調査は11月29日に終了しており、現在、集計と分析作業を行っているところです。

**○烏野隆生議長**

寺本財務部長。

**○寺本義之財務部長**

御質問のうち3. 新行財政改革プランについてのうち、経常収支の改善について御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、昨年3月に策定いたしました岸和田市新行財政改革プランにおいて、令和12年度時点において単年度の経常収支を9億円改善することを定量的な目標として掲げ、財政体質の健全化に向けて取組を進めているところでございます。

経常収支の改善は、職員給与の一時的なカットや事業の延伸、資産の売却など、効果が一過性にとどまる取組によって実現することはできません。将来にわたって効果が持続する取組が必要ですが、これらの多くは、これまでの市民サービスや行政運営体制を構造的に変えることを要するものとなります。岸和田市新行財政改革プランは、

このような行政の構造改革を進めつつ、財政体質の健全化を図ることを目指しております。

岸和田市新行財政改革プランの具体的な取組の一部について御説明いたしますと、我が国全体で生産年齢人口が減少し、労働力の確保が難しくなる中で、労働生産性の向上と人材確保の取組を強化することが求められております。

このような観点から、職員が働きやすく、やりがいを実感することができる職場をつくるため、働き方改革、働きがい改革を推進するとともに、行政DXや民間活用を積極的に進め、貴重な人的資源の最適な活用を図ってまいります。

また、社会環境や人口構造の変化に伴い、公共施設の利用状況や求められる機能にも大きな変化が生じております。将来にわたって持続可能で質の高いサービスを提供していくため、このような環境の変化を踏まえて、公共施設の機能と量の最適化の取組を進めてまいります。

岸和田市新行財政改革プランに基づく構造改革の取組の多くは、たくさんの関係者の御理解を必要とするものであり、実現までには様々な調整を要します。現時点で目標達成の確実な見通しが立っていると言える状況にはありませんが、将来を見据えて着実に前進させることが肝要であると考えて取り組んでいるところでございます。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

御質問の4. 岸和田市の防犯について、本市で行っている防犯の取組についてお答えいたします。

本市では現在、町会・自治会に対し防犯灯や防犯カメラの設置費用などの補助を行っているほか、青色防犯パトロール活動、

市ホームページでの防犯情報の提供などを行っております。また、令和2年度から特殊詐欺対策用の自動通話録音機の貸出しも行っております。

#### ○烏野隆生議長

寺本危機管理部長。

○寺本隆二危機管理部長兼危機管理監事務取扱  
御質問の5. 避難所となる公民館等へのエアコン設置について、危機管理部より答弁いたします。

議員御指摘のとおり、避難された方々が体調を崩すことなく少しでも快適に過ごしていただくためにも、避難所に指定されました施設におけるエアコンは必要であると考えております。

その考え方にに基づき、指定避難所となる公共施設内におきまして、できるだけエアコンの整った部屋や場所を御提供いただけるよう、年1回、避難所配備職員が施設管理者と協議を進めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

河合議員。

#### ○5番 河合達雄議員

それでは再質問させていただきます。

大阪・関西万博開催に向けた取組についてですが、取組の考え方については理解しました。またとないこの機会に、ぜひ積極的に本市の活性化につながる取組を実施してほしいと思います。

海外からも多くの方が大阪に訪れる機会ではありますが、なかなか本市だけでは発信についても弱いのではないかと思います。そこで、広域連携という観点から、大阪・関西万博への取組について、考えを教えてください。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

大阪・関西万博では、オール大阪で地元

の魅力を広く世界にPRするため、大阪府と全ての府内市町村が連携した自治体参加催事、大阪ウィークの実施を目指しているところです。大阪ウィークは祭りをテーマにし、春、夏、秋の3期にわたって大阪の地域の魅力を国内外に発信することをコンセプトにしております。現在、本市においても出展準備を進めているところです。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

広域連携の取組につきまして、大阪・関西万博には国内外から約2820万人が来場すると言われており、特に約350万人と言われている海外からの来場者に向けまして、本市だけではなく泉州一体となったPRや誘客の推進が効果的であると考えております。その観点から、KIX泉州ツーリズムビューローに効果的な事業の実施について働きかけていきたいと考えてございます。

**○烏野隆生議長**

河合議員。

**○5番 河合達雄議員**

4月13日の大阪・関西万博の開幕式は盛大に行われると思いますが、当日会場に行かない市民にぜひパブリックビューイングができればと考えます。サッカーや野球などでは、たくさんの方が各地で応援している姿がメディア等でも取り上げられています。開会式の様子をぜひ本市の将来を担う子供たちに見てもらいたいと思います。

また、泉州地域全体での機運醸成という観点からも、本市だけでなく、近隣市町と協力し、周辺でのキッチンカーイベントなど、にぎやかに実施できれば、みんなが楽しめて泉州から万博を盛り上げる事業になると思います。ぜひKIX泉州ツーリズムビューローに働きかけをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

パブリックビューイングの開催の御提案につきまして、事業の内容、会場の選定や経費を含め、KIX泉州ツーリズムビューローの構成市の合意を得て、来年度の事業計画に反映できるかを協議してまいりたいと考えております。

**○烏野隆生議長**

河合議員。

**○5番 河合達雄議員**

大阪・関西万博では、ブルーインパルスを大阪府全域に飛行させることが決まっております。5月の連休には花博記念公園鶴見緑地にてはらぺこCIRCUSを開催予定で、万博期間中、大阪府各所でイベントがあります。本市も機運醸成の高まる大きな盛り上がるイベントを計画し、それに予算をつけていただき、本市活性化へ向けて取り組むことを要望して、この質問を終わります。

次に、行財政改革の職員アンケートについて、退職者が多い理由について。

自治体だけでなく、民間企業においても若年層の獲得が困難になっていると聞いております。人材の獲得が難しいのであれば、せめて流出する人材、つまり退職者を減らすことはできないのでしょうか。

本市におきましても、退職者が増えていると聞いております。最近の退職者数の傾向と退職の理由、そして退職者を減らすため、何か考えていることがあればお教えください。

**○烏野隆生議長**

谷口総務部長。

**○谷口英樹総務部長**

近年の退職者数の傾向につきまして、過去3年間の正規職員の定年退職者を除く退職者数で申し上げますと、令和3年度が82

人、令和4年度は104人、令和5年度は89人となっております。

退職の理由につきましては、その全てを把握することは困難ですが、家庭の事情、職場環境や給与などの勤務条件、業務量や職責など、様々な事由を聞いておるところです。

退職を防ぐためには、組織への愛着や思い入れなど、組織と職員の相互理解、関係性、結びつきを高めることも手段の1つになると考えているところです。今回実施した職員意識調査の結果も参考にしながら、働きやすく、やりがいを実感し、愛着を持つことができる組織づくりに努めてまいります。

#### ○烏野隆生議長

河合議員。

#### ○5番 河合達雄議員

働き方改革を推進する自治体や企業等も増えています。ここ数年、若年層の退職者が増加傾向にあります。このままほっておくと今後の人材育成に支障を来すと思われる。働きやすく、やりがいのある職場を目指すには、職場環境を整備し直し、人材確保に向けた取組が必要です。

貴重な人材の流出を抑止し、新規採用の職員を増やすためには、愛着を持つことができる職場をつくること、それには職員の仕事に対する意識やモチベーションを上げることによって、よりよい環境となり、働きやすい職場になると思います。

働き方改革にとって人事・給与制度は最も大事なことで、退職を防ぐ1つの手段ですので、愛着を持つことのできる組織づくりを期待しています。

次に、職員の給料プラスアルファについてですが、前の質問と関連していますが、組織への愛着や思い入れが高まれば、離職する気持ちは薄れ、退職者も減少すると思

います。

退職の理由として、家庭の事情、職場環境や給与などの勤務条件、業務量や責務など、個別様々な事由があるとのことでした。退職者を減らす方法として、例えば給料を引き上げることも1つの手段であると考えますが、職員の給料の引上げなど、給与の決定はどのように行われているのでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

谷口総務部長。

#### ○谷口英樹総務部長

職員の給与制度、水準に関しては、地方公務員法により、市は職員の給与等の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、随時適当な措置を講じなければならないとされており、また、職員の給与は、生計費や国、他の地方公共団体の職員、そして民間事業の従事者の給与やその他の事情を考慮して定めなければならないとされております。これらのことから、本市では、国家公務員の給与水準を社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保するために行われる人事院勧告を尊重して職員の給与を決定しているところです。

令和6年の人事院勧告におきましては、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料表を引き上げる改定が勧告されたところで、この勧告に準拠した場合、本市の事務職大卒初任給では月額2万2900円の増額となります。

#### ○烏野隆生議長

河合議員。

#### ○5番 河合達雄議員

若手職員の給料が大幅に上がるのであれば、離職防止につながるのではないかと期待します。また、若年層ほどではないでしょうが、若年層以外の職員も引上げされる

とのことです。本市を担う中堅職員にこそ岸和田市に愛着や思い入れを持っていただきたいと思えます。職員アンケートの結果を活用して活気ある職場にさせていただくことを期待して、この質問を終わります。

次に、新行財政改革プランのふるさと寄附の進捗状況ですが、財政体質の健全化を図るために行政の構造改革に取り組まなければならないことは理解しました。

しかし、これらの取組を実現するには高いハードルを越えていかなければならず、非常に多くの調整を要し、十分な効果が現れるまでに長い時間がかかると思えます。より早くより大きな財政効果が現れる取組にも注力すべきと考えます。

財源に乏しい岸和田市にとって税外収入という財源を確保する手段として、ふるさと寄附金は重要であると考えています。本年もふるさと寄附金は減少しているようですが、9月議会における債務負担行為の承認の後、現在どのような進行状況になっていますか。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

令和2年度から続くふるさと寄附金受入額の減少を受けて、9月議会において債務負担行為の承認を頂きました。これを受けて、本年10月から岸和田市ふるさと納税支援業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルを行い、11月下旬に結果が出たところでございます。

これは、岸和田市のふるさと寄附事業に係る業務について、寄附の受付、問合せ対応、寄附者情報の管理、返礼品の発送に関する業務、寄附受領証明書の発行等を中間事業者へ委託するものです。

この中間事業者については、令和7年4月から追加導入を行い、ふるさと納税の各

ポータルサイトとより一層の連携を図り、返礼品協力事業者の新規開拓や新規返礼品の開拓などを行うことで、ふるさと寄附額の増加を図っていくものでございます。

#### ○烏野隆生議長

河合議員。

#### ○5番 河合達雄議員

ふるさと寄附事業に係る中間事業者の追加導入とは、具体的にどのような内容になり、どのような点が変わりますか。従来要望していたふるさと寄附について専門的に開発や研究、PRなどを考えるコンサル面などの強化もできるのでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

追加導入と申しますのは、岸和田市では現在、返礼品を掲載している全てのポータルサイトの管理を株式会社さとふるが一括代行を行っております。さとふる関連のポータルサイトは株式会社さとふるしか管理を行うことができない運営のため、引き続きさとふるが管理運営を行います。このたび、楽天ふるさと納税やふるなびなど、他のポータルサイトの運営については、より一層のふるさと寄附の内容充実のために、別に中間事業者を追加で選定し導入するものでございます。

これにより、令和7年度以降は、専門的なコンサル等による新たな分析の下、返礼品協力事業者の新規開拓や新規返礼品の開発、PR面の強化などを予定しております。

#### ○烏野隆生議長

河合議員。

#### ○5番 河合達雄議員

財源を確保することが一番大事なことです。株式会社岸和田を創設し、企画、開発、営業、PR等、商売するというところに力を入れ、各地方に岸和田市のよいところをし

っかりPR、発信して、ふるさと寄附の財源確保に向けた取組を要望して、この質問を終わります。

次に、押し込み強盗への対策についてですが、市が現在行っている防犯活動については理解しました。しかし、さらなる取組の必要性を感じています。特に今は市民の不安を少しでも減らすため、岸和田警察などと連携し、防犯対策についての広報活動を行うことが重要ではないでしょうか。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

議員御指摘のとおり、市としても広報活動の必要性を感じております。つきましては、広報きしわだの特集記事で情報発信ができるよう、早急に庁内関係部署との調整を進めてまいります。また、掲載内容についても、岸和田警察や岸和田防犯協議会と連携して行うことができるよう調整を進めることといたします。

広報きしわだへの掲載は、比較的年齢層の高い方々への情報伝達において、より効果があると考えます。防犯対策情報を分かりやすく発信し、強盗や特殊詐欺などへの対策に取り組んでいただくためのきっかけづくりを図ってまいります。また、これにより、市民自身が犯罪の発生しにくいまちづくりを行うことの意識づけにつながればと考えております。

**○烏野隆生議長**

河合議員。

**○5番 河合達雄議員**

近年、悪質な強盗や特殊詐欺が多発しており、本市も啓蒙活動を強化し、岸和田警察や岸和田防犯協議会はもちろんのこと、町会や青少年指導員等、ボランティア活動団体の皆さんにも協力していただき、しっかり連携を取って安心・安全なまちづくり

を目指すことを要望して、この質問は終わります。

次に、避難所となる公民館等へのエアコン設置についてですが、危機管理部の考えは分かりました。それでは、現状の公民館において、部屋によって空調がある、ないという部分についてどのように考えているのか、生涯学習部の考えをお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

池内生涯学習部長。

**○池内正彰生涯学習部長**

近年、酷暑の影響等により気温の上昇が激しく、建物の内外を問わず熱中症になる危険性が高まっているということは認識しているところでございます。

現状の公民館等におきましては、空調設備がない部屋では室内扇風機でありますとかスポットクーラーの活用のほか、空調設備がある隣の部屋からの冷気を送風機で送るなど、利用者の暑さを少しでも和らげるような対策を取っているところでございます。

**○烏野隆生議長**

河合議員。

**○5番 河合達雄議員**

様々な対策を取られていることは理解できました。その一方で、令和4年度には、本市小中学校の体育館に大型のスポットクーラーを安価で設置し、好評を得ていると聞いています。大芝地区公民館や城北地区公民館、箕土路青少年会館の体育館等にもそのようなクーラーを設置し、公民館などの利用者が快適に利用できるように検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

**○烏野隆生議長**

池内生涯学習部長。

**○池内正彰生涯学習部長**

公民館等につきましては老朽化が進んで

おりまして、耐震性に欠けて利用者の利用の安全性が確保できない施設が存在することから、それらの課題を解消いたしまして、今後も利用者が安全・安心に利用でき、市民ニーズに応える魅力ある施設として再編していくために、令和3年3月に岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針を策定しまして、その後、この方針を基に、令和5年9月に岸和田市立公民館及び青少年会館再編第1期実施計画を策定したところでございます。

現在これらの再編に向けた具体的な取組を進めているところでございまして、議員御指摘の空調設備の設置の対応につきましても、それらの進捗状況と併せて、利用者のニーズも見極めながら、避難所を所管する危機管理部とともに総合的に判断してまいります。

**○烏野隆生議長**

河合議員。

**○5番 河合達雄議員**

今年10月の公民館まつりでも市民の皆さんがかなり暑いと言っていましたので、公民館の利用者が快適に利用できるよう検討していただきたいのと、災害になると公民館などが避難所になるので、指定された施設にはエアコンが必要になります。災害時にも対応できるよう、早期設置を要望して、私の質問を終わります。

**○烏野隆生議長**

暫時休憩します。

午後2時38分休憩

午後3時再開

**○烏野隆生議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

**○19番 岩崎雅秋議員**

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。公明党の岩崎雅秋です。理事者の皆様方におかれましては、質問の趣旨を御理解いただき、的確な御答弁を頂きますようよろしくお願いいたします。議員の皆様方におかれましては、しばらくの間御清聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目は、今まで様々な方が質問をされています、落書きとタバコのポイ捨て対策について質問します。

まずは落書きですが、本市のホームページを見ると、落書きは、まちの美観を損ねるだけでなく、周囲の人に不快感を与え、さらには地域の環境、治安を悪化させ、犯罪へとつながる危険性を持っています。市では、落書きのないきれいなまちづくりを目指すため、町会の皆様が行う落書き消去活動に必要な物品を無償で貸し出し、支給します。地元の美化活動にぜひ御活用くださいとありますが、その内容と活用状況についてお答えください。

続いて、たばこのポイ捨て対策ですが、啓発活動の内容と状況をまずはお答えください。

2つ目の質問として、スズメバチの巣等を駆除しようとするのが非常に危険ですが、本市の担当課に連絡しても、現状は駆除業者を紹介しているだけと伺っています。

お隣の和泉市では、65歳以上の高齢者、障害者で構成された世帯を対象に、交付申請1回当たり2万円を限度額として蜂の巣の駆除費の3分の2までを補助しています。また、それ以外の世帯の方は、御自分で駆除する場合、防護服、ヘルメット、つなぎ服、手袋、長靴と駆除用スプレーを市が無料貸出ししています。無料貸出しと言われても危険なのでプロに頼むほうがよいと思うので、これは要らないとして、全世帯に対して、業者に依頼し限度額を工夫しての補助制度をと考えますが、見解をお答えください。

3つ目の質問として、獣害対策について質問します。

野生鳥獣の捕獲については、狩猟と許可捕獲を除き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にて原則禁止されていますが、鳥獣による農林水産業等に係る被害状況を踏まえ、被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とした鳥獣被害防止特別措置法が平成19年12月に制定されています。

獣害被害の対策については、当該法律に基づき、農林水産大臣が策定した基本指針に即した被害防止計画を市町村が作成し、被害防止のための総合的な取組を実施することになっています。

本市では、令和4年度から令和6年度までを計画期間とする岸和田市鳥獣被害防止計画を策定していて、イノシシ、アライグ

マ、カラス、カワウを対象とした防護、捕獲、地域の環境整備の3本柱を基本とした対策を実施していて、岸和田市における予算措置としては、一般社団法人大阪府猟友会岸和田支部を母体とする岸和田有害鳥獣捕獲隊への有害鳥獣捕獲業務とアライグマ処置及び担い手確保に向けた狩猟免許試験予備講習会受講料の補助金交付が行われています。

その中、イノシシに関する被害については、神於山周辺及び山間部にて周辺にわたって被害があり、農作物については、従来の水稻、芋類、タケノコに加えて、今まで損害のなかった種類でも被害が発生していて、今後さらに多岐にわたると思われまます。また、農作物だけでなく農道、林道の地盤崩壊等も見受けられており、人的被害の懸念もあると思われまます。

生息状況については、他地域からの流入もあるため、個体数調整により分布域を拡大させないことに加え、侵入防止柵の設置が必要だと思われまますが、整備方針と事業の流れ等についてお示しください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降の再質問は自席にて質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

#### ○生嶋雅美市民環境部長

御質問の1. 落書きとタバコのポイ捨て対策についてお答えいたします。

落書きにつきましては、令和4年7月から消去活動の支援をしているところでございます。支援の内容は、町会等の団体が実施する落書き消去活動を支援し、きれいなまちづくりを実現することを目的に、ペンキ等塗料の支給及び塗料を塗るための機材の貸出し、高圧洗浄機の貸出しも行っております。

消去作業につきましては、町会等の活動団体をお願いするところですが、まちの皆さんが苦勞して落書きを消していただくことで、まちを挙げて落書きをなくするという地域住民の機運醸成にもつながり、新たな落書きをさせないという抑止力にもつながるものと考えております。支援実績につきましては、令和4年度は7件、令和5年度は5件、令和6年度は11月現在ですが、5件の申請実績がございます。

次に、ポイ捨てに関しましては、禁止啓発看板を支給させていただいております。支給件数は、令和3年度が20件、令和4年度は18件、令和5年度は21件となっております。また、ポイ捨て防止に向け、ティッシュを配りながらの声かけ活動も実施しており、今年度も東岸和田駅前において2回の実施実績がございます。

続きまして、御質問の2. ハチの巣の駆除についてお答えいたします。

蜂の巣の駆除について御相談いただいた際には、議員御指摘のとおり民間駆除業者を御案内しております。費用につきましては、利用者に御負担いただいております。

補助に関する他団体の事例を確認いたしますと、和泉市の例のように、年齢制限を設けて補助金を支給している事例もございますが、蜂被害については年齢に関係ない事象であるため、年齢制限を設けていない事例もございます。また、対象とする蜂の種類も様々な事例がございます。これらに併せて補助率や上限額など調査研究し、検討を進めてまいります。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

御質問の3. 獣害対策について御答弁申し上げます。

侵入防止柵の整備については、被害農家

からの要望に応じて、鳥獣被害防止総合対策事業やその他施策を活用し、電気柵及び防護ネットを設置する旨を定めてまいります。事業の流れといたしまして、国の支援メニューである鳥獣被害防止総合対策交付金を活用する際は、農林水産課内に事務局を置く岸和田市有害鳥獣対策協議会が大阪府を通じて農林水産省に交付金申請を行い、交付金の交付を受ける仕組みとなっております。

なお、侵入防止柵の整備計画に基づき設置いたしました電気柵及び防護ネットについては、要望のございました農家等が管理することとなっております。

**○烏野隆生議長**

岩崎議員。

**○19番 岩崎雅秋議員**

では、落書きとタバコのポイ捨て対策について再質問します。

落書き対策として、町会等が行う消去活動に対して必要な物品を無償で貸出し、支給の件は、美化運動の醸成のためにも必要であることは了解しました。それとは別に、落書きされたら、その持ち主はやられ損ですので、町会等が行う消去活動で、落書きされた持ち主からの了解が得られない場合や、塗りむらやシャッターにペンキを塗ると閉まらなくなる心配、建物毀損の心配、作業時にけがをしたときの補償のことなどがあるので、プロの業者に持ち主が依頼し、その費用の限度額を決めての補助金はないのかと考えますが、見解をお答えください。

**○烏野隆生議長**

生嶋市民環境部長。

**○生嶋雅美市民環境部長**

現制度に加え、業者に委託して落書きを消去する場合の支援については、他市事例も研究し検討したいと考えます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

私の下にも多くの市民から、落書きが野放しになっている。岸和田市を訪れた方から、あれは何と言われ、恥ずかしい思いをした。何とかできないのか等のお叱りの連絡を頂いています。本市のイメージにつながる早急な課題であり、適切な対応をしていただくことを要望します。

続いて、たばこのポイ捨てについては、岸和田市きれいなまちづくり条例に明記されているものの、いまだに後を絶ちません。駅周辺もそうですが、よく聞くのが、駅から少し離れた住宅街に吸い殻を捨てています。

そこで、駅から半径1キロメートル圏内とか何百メートル圏内で時間帯を決めて喫煙禁止区域を設けることはできないでしょうか、お伺いします。

○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

○生嶋雅美市民環境部長

喫煙禁止区域につきましては、議員御指摘の区域案も参考に、どういった区域設定がよいのか、また、時間帯の設定についても研究検討してまいります。

また、喫煙禁止区域を設ける場合は、喫煙者の権利を守りつつ、喫煙を望まない方への配慮も必要となり、喫煙所の整備もセットで検討する必要があるものと考えます。庁内関係部署とも調整したいと考えます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

喫煙者の権利は分かりますが、喫煙を望まない方にとっては、たまりません。気管支に疾病を抱えている方からも相談がありますが、深刻な問題です。一刻でも早い解

決策を打つように要望します。

次に、岸和田市きれいなまちづくり条例に関連して質問します。

落書きは犯罪です。1つ、威力業務妨害罪。2つ、文化財保護法違反。3つ、軽犯罪法違反。4つ、迷惑防止条例違反。5つ、建造物損壊・器物損壊罪など、適用される罪や実際の犯行内容によっては逮捕されたり罰を科されたりします。

岸和田市きれいなまちづくり条例には行政刑罰、罰金は設けていませんが、刑法とは別に行政刑罰として罰則規定を置いているところが奈良県、豊島区、千葉市、鎌倉市、日立市、横浜市、相模原市、忠岡町、北九州市などがあります。

2年前に他の議員の質問に対して、他の自治体の取組も参考にしながら今後調査研究してまいりたいと考えておりますとの答弁がありましたが、その後、調査研究した結果、罰則規定を置き罰金を科すことへの見解に変化はあったのでしょうか。また同じく、同条例のたばこのポイ捨てに関して罰金を科すことへの見解をお答えください。

○烏野隆生議長

生嶋市民環境部長。

○生嶋雅美市民環境部長

他市の事例でも、過料を条例内において規定している事例は確認しております。一方で、先進事例について調査いたしますと、取締りや違反した場合の過料を実際に適用する体制が確保できずに、実効性が乏しいであったり、体制をつくるとなると、大きな財政負担や人員配置が必要となるなどの課題があることを確認しております。

先行している自治体にも聞き取りし、引き続き課題への対処方法や条例の実効の効果などについて研究検討いたします。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

**○19番 岩崎雅秋議員**

本市にはきれいなまちづくり条例がありますが、絵に描いた餅にならないように、実効性のある具体的な対策を要望し、この質問は終わります。

次に、ハチの巣の駆除については、山手から浜手まで全世帯に関わる事案です。市民の困り事に少しでもお役に立てる対応を要望し、この質問は終わります。

続いて、獣害対策について再質問します。

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵及び防護ネットの設置を進めるという方針であることを確認させていただきましたが、補助採択されるためには、わな等の捕獲機材等を一体的に設置することのほか、受益農家の戸数が原則3戸以上との条件がありますが、本市内における活用実績をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

本市における活用実績はございません。

**○烏野隆生議長**

岩崎議員。

**○19番 岩崎雅秋議員**

本市における活用実績はないということを確認させていただきました。

受益農家の戸数が原則3戸以上ということで、自己負担を伴う合意形成がなされない実情があると思いますが、侵入防止柵の設置以外に農地を防護する方法として、イノシシが嫌う音や臭いによる対策があると思います。臭いに特徴のあるハーブやトウガラシは、イノシシ対策の手軽な方法として農地の周りに栽培されているケースがあります。また、イノシシ用の忌避剤を散布する等の対策も行われているようです。さらに、先日、農地の周りに砂利を敷き詰めるとイノシシが踏んだ際に音が出るため、

侵入防止の効果があるというテレビ放映がなされていました。

このような多額の費用を要しない手軽な方法により対策を講じることができればよいと考えますが、ハーブや砂利の効果をどのように捉えているのか、見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

**○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長**

公益社団法人日本畜産学会等における既往の文献によりますと、忌避剤や超音波等の対策を講じた後、イノシシが現れなくなると、効果があると判断される傾向にあるものの、環境に変化が起きたことをイノシシが察知して警戒したために現れなくなった可能性が高く、永続的な効果は望めないという指摘がなされてございます。

さらに、イノシシは、身の危険が及ばないと判断すれば必ず慣れが生じるだけでなく、逆に餌場と臭いを結びつけて学習してしまう可能性があることも指摘されておりますので、現時点では万全の対策ではないというふうに捉えてございます。

なお、テレビ放映された砂利による対策につきましては、関係機関にも問合せいたしました。既往の文献等もなく、現時点で効果に対する見解はございません。

**○烏野隆生議長**

岩崎議員。

**○19番 岩崎雅秋議員**

ハーブや砂利の対策では永続的な効果が望めないということです。このような状況を踏まえ、単独農家が電気柵を設置する場合に市が独自に補助を行う制度を設けることができないのか、見解をお聞かせください。

**○烏野隆生議長**

船橋魅力創造部長。

### ○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

農地の餌資源を低減させることや個々の農地に電気柵を設置することなど、自助による獣害対策は全ての基本であります。その一方で、効果的な対策に取り組む際には、地域ぐるみの共助活動も有効であることから、公助としての行政支援として国が様々な支援メニューを創設していただいております。

現在、市として独自の補助制度を創設する予定はございませんが、着実な被害軽減のためには、鳥獣被害を一人一人の問題として捉えつつ、集落を挙げて取り組めるよう推進していくことが重要であるという観点から、他市先進事例の調査研究を行いつつ、対策の充実に努めてまいります。

### ○烏野隆生議長

岩崎議員。

### ○19番 岩崎雅秋議員

イノシシの被害に遭った農家は、電気柵についての市の補助がちょっとでもあったら助かると嘆いていました。河内長野市では、個人による申請で、補助対象経費の3分の1以内の額で上限を20万円として補助しています。松本市や武雄市、神奈川県愛川町などで補助しています。府内で作付面積も農産物の生産額も2位を誇る本市としても、農業、農家を守る施策として市の補助を要望します。

では、近年、イノシシが市街地へ出沒し、人身被害や生活被害等を引き起こす事例が見受けられます。先日も姫路市中心部の住宅街に体長1.2メートルのイノシシが出沒し、男性会社員や園児ら子供3人と保育士2人が襲われ、このうち3歳の男児が手を骨折する重傷を負ったとの報道がありました。姫路市では、警察が出動して捕獲作業が行われ、地元自治会も町内放送で住民に注意を促す取組がなされました。

現在本市では人慣れした特定のイノシシ個体が恒常的に出沒する事例がありませんが、突発的に個体が出沒し人的被害が引き起こされる懸念があります。市街地に出沒したイノシシへの対応は、住民や作業者に危険が伴ったり、様々な関係機関や地域との調整が必要になると思われませんが、どのような対応を取られるのか、現在の状況を含めお聞かせください。

### ○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

### ○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

突発的に個体のイノシシが出沒した際、通常イノシシの保護、管理に関係しない機関に出沒情報が通報された際にも適切に対応できるよう、関係機関の連携、連絡体制の整備及び基本的な対応手順を共有することが望ましいと認識してございます。

イノシシを含む大型野生獣の出沒等緊急対応については、出沒による人身への危害の未然防止を図ることを目的に、市町村、大阪府、警察、大阪府猟友会等の関係者が連携して適切な対応を行うためのマニュアルを大阪府動物愛護畜産課が作成しており、本市におきましてもこれに即した対応を行うことになってございます。

現在の状況でございますが、マニュアルにおいて、危機事象が発生した場合の総合調整は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別許可による有害鳥獣捕獲の許可権限を持つ市町村が中心となり、大阪府はこれに協力する旨が記載されてございます。本市では、情報を早期に収集し、関係者の連携の下、適切な対応を行うための情報連絡体制を整備してございます。

### ○烏野隆生議長

岩崎議員。

### ○19番 岩崎雅秋議員

では、実際に人身への危害があると思われる場合の対応についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長兼農業委員会事務局長

対策の遂行に当たり、人身への危害を防止するため当該野生獣を捕獲せざるを得ないと判断される場合は、市町村が実施主体となり、捕獲従事者として猟友会等の協力を得て捕獲を行うこととなります。

なお、実施に当たっての手續については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び知事が定める鳥獣保護管理事業計画並びに市町村長等が定める有害鳥獣捕獲実施要領に基づくものとし、市町村長は速やかな許可に努める旨がマニュアルに記載されておりますが、マニュアルにより難しい事態が発生した場合には、大阪府泉州農と緑の総合事務所みどり環境課、大阪府動物愛護畜産課等と早急に協議し対応することになってございます。

○烏野隆生議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

突発的にイノシシが出没する原因としては、緑地や河川など、イノシシの好む環境が移動ルートとなり、市街地へ侵入してしまう事例が多いとお聞きしています。また、移動ルートに加えて、市街地周辺に存在する未収穫果樹や栗やクルミといった堅果類等が非意図的な餌場としてさらに市街地へと誘い込むことを助長する場合もあると思われまます。

市街地への出没を抑制する対策として、移動ルートを分断したり、隠れ場所を取り除くためのやぶの刈り払い等の環境整備を関係機関が連携して実施することを要望して、質問を終わります。

○烏野隆生議長

次に、橘川議員。

(1番 橘川亜紀議員登壇)

○1番 橘川亜紀議員

大阪維新の会の橘川亜紀です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。議員の皆様には、しばらくの間御清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは、今後のチビッコホーム運営について質問させていただきます。

近年、社会構造は大きく変化し、共働き家庭や独り親家庭が増加しております。それに伴い、長期休暇中のチビッコホームは子供たちが安全に過ごすための大切な居場所として、その重要性がますます高まっていることかと思えます。

学童保育は、保護者が安心して働くための基盤を支えると同時に、子供たちが安心して成長できる環境を提供するという、家庭と社会をつなぐ重要な役割を担っていると言えるでしょう。

一方、長期休暇中のチビッコホームにおいて、保護者の皆様からは、毎日のお弁当準備が大きな負担になっている。特に夏場は食中毒のリスクが心配という切実な声が寄せられています。子供の成長や家庭応援の強化を目的として昨年4月に新設されたこども家庭庁でも、長期休暇中の昼食問題は重要な課題として位置づけられており、同年6月には、学童保育での食事提供をすることは妨げず、地域の実情に応じた対応をとする通達が出されました。

こうした背景を受けて、全国の自治体では様々な取組が進められております。奈良市では、夏休み全期間を通じて昼食提供を実施し保護者の負担軽減を図っており、大阪府内でも、今年7月に枚方市が民間事業者との連携により試行事業を実施し、保護者ニーズや運営上の課題を現在検証してい

るところです。

こども家庭庁が公表した調査結果によれば、長期休暇中に食事提供が行われている学童施設は全体の約22.8%にとどまっているということですが、一方、実施施設では保護者の高い満足度が得られており、家庭の負担軽減や子供たちの健全な成長に大きく寄与しているとの報告もあります。

本市においても、人口減少への対応や子育てしやすいまちの実現を目指している今、長期休暇中のチビッコホームにおける昼食提供は検討すべき重要な施策の1つだと考えます。仮に昼食提供の実現が困難な場合でも、保護者への情報提供や代替案を通じて家庭の負担を軽減する取組は可能ではないでしょうか。

そこで、昼食提供に関する現状と今後の可能性について、子育て支援課にお伺いいたします。長期休暇中の昼食提供について、保護者や現場からのニーズをどの程度把握されているのでしょうか。また、過去にこの問題について検討を行ったことがあるか、お聞かせください。

以上で壇上からの質問を終了し、2問目以降、自席にて一問一答形式で質問いたします。御清聴ありがとうございます。

#### ○烏野隆生議長

大西子ども家庭応援部長。

#### ○大西謙次子ども家庭応援部長

本市のチビッコホームでは、土曜日や夏休みなどの長期休業期間には昼食の持参をするよう保護者をお願いしているところがございます。我がほうに保護者から昼食を提供してほしいという直接の要望は受けておりませんので、これまでニーズ調査や昼食の実施に向けた検討をしております。

ニーズ調査とは異なりますが、昨年、夏休み期間中に、昼食に関して、自宅から昼食を持参せずに登校してくる児童がいない

かといったような調査をさせていただきましたが、数名の児童がおったわけなんですけれども、単に持ち忘れがあっただけで、何らかの事情で常態化しているというケースは確認できておりません。

#### ○烏野隆生議長

橘川議員。

#### ○1番 橘川亜紀議員

現状では昼食提供を求める声が大きく寄せられてはいないということですが、一方で、全国的には働き方や家庭環境の変化に伴い昼食提供を求めるニーズが高まっている例が見受けられることから、岸和田市においても、こうした変化が今後顕在化する可能性は否定できません。

また、保護者の声が届いていない場合でも、それが声を上げづらい環境である可能性を考慮する必要があります。例えば、働く保護者が日々の忙しさから声を届ける余裕がない、どう改善されるべきか明確に要望を出しにくいといった状況に置かれているケースも少なくありません。

これらを踏まえますと、事前に保護者ニーズを把握するための調査やヒアリングを行うことが、今後の施策を進める上で重要なステップとなると考えます。先ほど例に挙げた枚方市では、放課後施策に関する調査として、家庭の状況や放課後の過ごし方などについてのアンケートを実施しております。その結果、保護者から長期休暇中の昼食サービス導入を求める声が非常に多く寄せられたことを受け、試行事業を開始しております。

本市においても、アンケート調査を通じて保護者の声を集め、現状を把握することで、より実情に即した施策を検討する余地があると考えます。このような調査の実施をぜひ視野に入れていただければ幸いです。

次に、職員体制と採用の課題についてお

尋ねいたします。

チビッコホーム運営事業における職員採用や配置状況について、どのような現状や課題がありますでしょうか。また、昼食提供のような新たな施策を進める場合は職員の負担が懸念されるところですが、体制の強化について、どのように考えておられるでしょうか。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

チビッコホームでは、各ホーム2名の支援員を配置し運営しております。ここ数年は待機児童対策としてホームを増設してきたこともあり、欠員が生じてございます。採用試験を毎月のように実施しますが、応募者が少なく、人員の確保に苦慮している状況でございます。

支援員の業務内容についてですが、学校が終わった後に子供たちを安全に預かり、様々な活動を通じて成長を支援する大切な役割を担っております。宿題のサポートや遊びの指導、社会性を養うためのグループ活動の企画、運営など、多岐にわたる業務を通じて子供たちの健やかな成長を支えてくれています。

それに加えて昼食の提供というような新たな施策を進めるとなると、食物アレルギーへの配慮や感染症や食中毒の発生防止、また発生時の対応など、さらに支援員の負担が増し、児童への安全配慮など、保育の質の低下を招くおそれがあるのではないかと考えております。

**○烏野隆生議長**

橘川議員。

**○1番 橘川亜紀議員**

職員の採用や配置に関して、慢性的な人手不足や業務負担の大きさが課題となっていることが分かりました。この状況で新た

な施策を進めるのが難しいという御意見は、現場の実情を踏まえたと非常に納得できません。

一方で、チビッコホームを利用する保護者の方々にとって、昼食準備の負担軽減や子供たちの食の安全が重要な課題であることも事実です。体制強化も含めた長期的な視点での議論が必要であり、まずは実現可能な範囲で具体的な支援策を進めていただきたいと考えます。

例えば、昼食提供の実現が難しい場合は、夏場のお弁当の保管方法や栄養バランスの取れた献立例を保護者へ共有するなど、何か現実的な支援策を検討していただくことは可能でしょうか。

**○烏野隆生議長**

大西子ども家庭応援部長。

**○大西謙次子ども家庭応援部長**

議員御提案の夏期の弁当の保存方法、あるいは暑さ対策となるような栄養バランスの取れた献立例を必要に応じて保護者と情報共有するといった施策の実施につきましては、前向きに検討してまいりたいと思います。

一方、昼食を用意できないことが常態化しているというような御家庭があれば、児童のみならず家庭全体の生活環境改善につながる支援をしていく必要があるというふうに考えております。

**○烏野隆生議長**

橘川議員。

**○1番 橘川亜紀議員**

保護者が負担に感じる主な理由として、時間がない、献立を考えるのが大変、子供の好き嫌いなどが多く、簡単なレシピや作り置きレシピ、衛生面についての情報があるとよいという声も聞かれます。これらのニーズに応える取組は、保護者の負担軽減に役立つだけでなく、現場の負担を大幅

に増やすことなく実施可能であるとも考えますので、ぜひ御検討いただけますようお願い申し上げます。

また、昼食を用意できない家庭に対する支援についても言及いただきましたが、これも非常に重要な視点だと感じます。学童保育をきっかけに、子供たちだけでなく家庭全体の生活環境改善につながる支援体制が構築できれば、学童保育が地域の子育て支援においてさらに大きな役割を果たせるようになることを期待しております。

これらの支援策が進むことで、岸和田市が目指す子育てしやすいまちとしての実現に向けた一歩になると考えます。ぜひ現場の声を大切にしながら検討を進めていただければと思います。

次に、企画課にお伺いいたします。全国的には公民連携を活用して昼食提供の課題に取り組む事例が増えておりますが、岸和田市として、民間事業者や地域団体との連携を活用した取組を検討することは可能でしょうか。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

本市では今年10月に公民戦略連携デスクのウェブサイトにて企業等からの提案を募集するページを開設し、地域の課題解決や活性化等に取り組む企業、大学等の皆様からの提案を募集しております。

企業や大学等との連携により解決を目指したい地域課題に該当がある場合は、各部署において課題提出シートを作成し公民戦略連携デスクに提出することで、対外的に課題を発信できるスキームを構築しており、活用が可能となっております。

なお、チビッコホームでの昼食提供については、契約型の提案が想定されますことから、競争性の判断や透明性の確保の観点

から、入札やプロポーザル方式等の手法による連携パートナーの選定が必要と考えます。

#### ○烏野隆生議長

橘川議員。

#### ○1番 橘川亜紀議員

本市における公民連携の取組として、公民戦略連携デスクを活用し、地域課題の解決に向けた新たな可能性を広げている点は大変意義深いものと感じます。このスキームの活用により、地域の課題に対して柔軟かつ効果的に対応できる仕組みが整備されつつあることに期待を寄せております。

例えば、東京都港区ですが、区が弁当配送業者と直接契約を行い、保護者が専用システムを通じて簡単に注文できる仕組みを導入しております。この取組では、区が配送費を負担し、保護者は1食当たり520円で弁当を利用できます。保護者はスマートフォンを使った注文システムを通じて前日の正午までに申込みと支払いを完了することで、業者が学童施設へスムーズに弁当を配送し、施設と注文情報を共有する仕組みが整えられております。

この事例は、自治体が民間の専門性を活用し、保護者の利便性向上と子供たちへの安全かつ衛生的な食事提供を両立している優れた取組かと思えます。また、オンラインシステムを活用した効率的な運営は、住民サービスの質を向上させる1つのモデルケースとして参考にできるのではないのでしょうか。

本市においても、こうした他自治体の先進事例を参考に、保護者の負担軽減や子供たちが安心して過ごせる環境の整備を検討することは十分可能ではないかと考えます。特に、情報共有や運営の透明性を確保しながら柔軟に地域の課題に対応できる公民連携の可能性について、ぜひ前向きに検討い

ただければと存じます。

また、先ほど子育て支援課への要望で挙げた保護者向けの献立、レシピ情報の提供についても、大学や専門機関と自治体が連携して実現している事例が全国的に増えてきております。

具体的には、栄養学を専門とする大学が、学生の学びの場として学童保育向けのレシピや栄養バランスのガイドラインを開発し、自治体を通じて保護者に提供するという仕組みです。

このような取組は、自治体が新たな財政負担をすることなく、大学の専門性を生かしながら家庭での昼食準備をサポートできる効果的な施策です。また、保護者の負担軽減に加え、子供たちの食育推進にも寄与するなど、学童保育を利用する家庭にとって多方面の利点をもたらすかと思えます。

こうした事例に学び、本市においても大学や専門機関との連携を進め、レシピや栄養情報の提供といった現実的な支援策の実現を目指すことをぜひ御検討いただきたいと思えます。

さらに、公民連携を活用した取組は、昼食提供に限らず、子育て支援全般の拡充にも応用が可能です。子育て世代の多様化するニーズに対応する施策は、岸和田市の魅力を一層高め、転入促進や地域活性化を支える重要な基盤となると考えます。本市として、こうした変化に対応するための公民連携の可能性について、どのように捉えておられるのでしょうか。また、子育て支援施策の拡充が市の未来に果たす役割について、どのようにお考えでしょうか。

#### ○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

#### ○西川正宏総合政策部長

総合計画、将来ビジョン・岸和田の第1期基本計画では、子育てしやすい岸和田の

実現を重点目標に掲げており、子育て支援施策に関しましては、保育量の確保のための待機児童対策に取り組んでいるところでございまして、議員御指摘のとおり、ニーズに応じた学童保育を行うことも基本計画における行政の役割として認識しております。また、子育て支援策の拡充におきましても、同じく議員御指摘のとおり、転入促進や市の魅力向上につながると考えております。

一方で、拡充によって学童保育の利用希望者が増えますと、現状の体制では待機児童を増やしてしまう可能性もございます。現在目標として掲げている学童保育の待機児童数ゼロを目指している中、議員御指摘のようなソフト面の取組を充実させるためには、並行してハード面においても保育量を今以上に確保する必要があり、子育て支援に関する施策は総合的かつ慎重に検討すべきと考えております。

広報広聴課で行っております子育て世代へのシティセールスは、市の情報を効果的に発信することを目指した取組でございますので、子育て施策を拡充した際には的確に情報発信すべきと考えております。

また、公民連携を活用した取組の可能性につきましては、民間企業が連携したい自治体を選ぶ際、地域課題に関する情報提供が積極的に行われていることを重要視していること、また、課題を明確にすることで、新たな企業等からのアプローチやより効果的な連携につながることを期待されることから、先ほど答弁させていただきました対外的に課題を発信できるスキームの活用を各部署に促すとともに、課題提出シート作成のサポートを公民戦略連携デスクとしても行ってまいります。

#### ○烏野隆生議長

橘川議員。

○1番 橋川亜紀議員

御答弁いただきましたように、岸和田市が目指す子育てしやすいまちの実現には、子育て支援施策の充実が欠かせません。特に待機児童ゼロを目指す現状の取組と、今後のソフト面及びハード面のバランスを考慮した施策の検討が重要であるという点について、企画課からの御説明を受け、改めてその必要性を実感いたしました。

また、公民連携を活用した取組について、課題を明確に発信することで新たなパートナーシップを構築できる可能性が広がるという点は、今後の施策推進における大きな鍵であると考えます。

他自治体の事例に見られますように、民間の専門性を積極的に活用しながら市民の多様なニーズに応える柔軟な取組は、地域課題解決の重要な手段となります。特に子育て支援施策の充実は、単なる福祉施策にとどまらず、市の魅力を向上させ、転入促進や地域活性化にも寄与するものです。このような施策を推進するに当たっては、現場の声を尊重し、市民目線に立った取組を着実に進めていただけるようお願いいたします。

最後になりますが、子供たちが健やかに成長し、保護者が安心して生活を送ることができる環境づくりは、岸和田市の未来を形づくる最も重要な基盤であります。これまで取り組まれてきた施策をさらに発展させ、住民一人一人が住み続けたいと思えるまちづくりにつなげていただきたいと強く願っております。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後3時47分延会